

別冊

事務事業概要

平成23年5月

健康福祉部

目 次

1 経営企画分野	1
2 健康・安全分野	5
3 保健・医療分野	13
4 福祉政策分野	27
5 こども局	42

経営企画分野

事 務 事 業 概 要

（経営企画分野）

項 目	概 要																
保 健 福 祉 事 務 所	<p>平成18年4月から、従来の県民局保健福祉部に代わり、保健・福祉サービスの一体的推進を図るため、保健福祉事務所を設置した。</p> <p>平成20年4月には、四日市市が保健所政令市に移行したことに伴い、四日市保健福祉事務所及び四日市保健所を廃止し、北勢福祉事務所を桑名保健福祉事務所の併置機関として再編した。</p> <p style="text-align: right;">〔併置機関（法必置機関）〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">桑名保健福祉事務所</td> <td style="width: 50%; padding-left: 10px;">桑名保健所 北勢福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">鈴鹿保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">鈴鹿保健所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">津保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">津保健所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">松阪保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">松阪保健所 多気福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">伊勢保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">伊勢保健所 度会福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">伊賀保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">伊賀保健所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">尾鷲保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">尾鷲保健所 紀北福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;">熊野保健福祉事務所</td> <td style="padding-left: 10px;">熊野保健所 紀南福祉事務所</td> </tr> </table>	桑名保健福祉事務所	桑名保健所 北勢福祉事務所	鈴鹿保健福祉事務所	鈴鹿保健所	津保健福祉事務所	津保健所	松阪保健福祉事務所	松阪保健所 多気福祉事務所	伊勢保健福祉事務所	伊勢保健所 度会福祉事務所	伊賀保健福祉事務所	伊賀保健所	尾鷲保健福祉事務所	尾鷲保健所 紀北福祉事務所	熊野保健福祉事務所	熊野保健所 紀南福祉事務所
桑名保健福祉事務所	桑名保健所 北勢福祉事務所																
鈴鹿保健福祉事務所	鈴鹿保健所																
津保健福祉事務所	津保健所																
松阪保健福祉事務所	松阪保健所 多気福祉事務所																
伊勢保健福祉事務所	伊勢保健所 度会福祉事務所																
伊賀保健福祉事務所	伊賀保健所																
尾鷲保健福祉事務所	尾鷲保健所 紀北福祉事務所																
熊野保健福祉事務所	熊野保健所 紀南福祉事務所																

項 目	概 要																											
保 健 所	<p>地域保健法に基づき、8保健所を設置している。</p> <table border="1" data-bbox="518 275 1412 954"> <thead> <tr> <th>保健所名</th> <th>管 内 区 域</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑 名</td> <td>桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町</td> <td>桑名市中央町5丁目71</td> </tr> <tr> <td>鈴 鹿</td> <td>鈴鹿市 亀山市</td> <td>鈴鹿市西条5丁目117</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>津市</td> <td>津市桜橋3丁目446-34</td> </tr> <tr> <td>松 阪</td> <td>松阪市 多気町 明和町 大台町</td> <td>松阪市高町138</td> </tr> <tr> <td>伊 勢</td> <td>伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町</td> <td>伊勢市勢田町622</td> </tr> <tr> <td>伊 賀</td> <td>伊賀市 名張市</td> <td>伊賀市四十九町2802</td> </tr> <tr> <td>尾 鷲</td> <td>尾鷲市 紀北町</td> <td>尾鷲市坂場西町1番1号</td> </tr> <tr> <td>熊 野</td> <td>熊野市 御浜町 紀宝町</td> <td>熊野市井戸町383</td> </tr> </tbody> </table>	保健所名	管 内 区 域	所 在 地	桑 名	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	桑名市中央町5丁目71	鈴 鹿	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5丁目117	津	津市	津市桜橋3丁目446-34	松 阪	松阪市 多気町 明和町 大台町	松阪市高町138	伊 勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622	伊 賀	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802	尾 鷲	尾鷲市 紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号	熊 野	熊野市 御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383
保健所名	管 内 区 域	所 在 地																										
桑 名	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	桑名市中央町5丁目71																										
鈴 鹿	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5丁目117																										
津	津市	津市桜橋3丁目446-34																										
松 阪	松阪市 多気町 明和町 大台町	松阪市高町138																										
伊 勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622																										
伊 賀	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802																										
尾 鷲	尾鷲市 紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号																										
熊 野	熊野市 御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383																										
福 祉 事 務 所	<p>社会福祉法に基づき、5福祉事務所を設置している。</p> <table border="1" data-bbox="491 1149 1401 1662"> <thead> <tr> <th>福祉事務所名</th> <th>管 内 区 域</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 勢</td> <td>木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町</td> <td>四日市市新正4丁目21-5</td> </tr> <tr> <td>多 気</td> <td>明和町 大台町</td> <td>松阪市高町138</td> </tr> <tr> <td>度 会</td> <td>玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町</td> <td>伊勢市勢田町622</td> </tr> <tr> <td>紀 北</td> <td>紀北町</td> <td>尾鷲市坂場西町1番1号</td> </tr> <tr> <td>紀 南</td> <td>御浜町 紀宝町</td> <td>熊野市井戸町383</td> </tr> </tbody> </table>	福祉事務所名	管 内 区 域	所 在 地	北 勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5	多 気	明和町 大台町	松阪市高町138	度 会	玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622	紀 北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号	紀 南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383									
福祉事務所名	管 内 区 域	所 在 地																										
北 勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5																										
多 気	明和町 大台町	松阪市高町138																										
度 会	玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町622																										
紀 北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号																										
紀 南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383																										

項 目	概 要
<p>(健康福祉総務室) 災 害 医 療 救 助 対 策</p>	<p>大規模災害時において、災害救助法の適用を行うなど、災害時の総合的な対策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助基金の積立 災害に備え、救助に必要な基金の管理を行う。 2 災害弔慰金支給事業 自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給し、被災者の救済を行う。 3 災害援護資金貸付事業 自然災害により、住居、家財等に損害を受けた低所得世帯の救済を行う。 4 備蓄事務 災害に備え、救助に必要な備蓄物資の保守管理を行う。
<p>(健康福祉総務室) 公立大学法人三重県立 看護大学に関する事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営費交付金の交付 公立大学法人三重県立看護大学の運営に必要な経費を運営費交付金として交付する。 2 三重県公立大学法人評価委員会の運営 三重県立看護大学の業務の実績に関する評価を行うため、「三重県公立大学法人評価委員会条例」に基づき、評価委員会を運営する。
<p>(健康福祉総務室) ユニバーサルデザインの ま ち づ くり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 UD (ユニバーサルデザイン) のまちづくり推進事業 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき策定された「第2次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を推進するため、推進協議会や推進本部等を開催するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進する。 2 UDのまちづくり展開事業 ホームページやリーフレットなど様々な広報媒体による普及啓発、UDのまちづくりに貢献した取組やアイデア及びポスターを表彰するまちづくり賞の実施、UDアドバイザーの育成、UD団体と市町等が連携しての普及啓発、学校や企業におけるUD講座等の実施など、地域が主体的に取り組めるUDのまちづくりを展開する。 3 UDのまちづくり整備推進事業 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく公共的施設等の技術指導等を行い、整備基準の遵守を図る。 4 交通施設バリアフリー化事業 高齢者や障がい者等の移動の利便性、安全性の向上を図るため、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーター等の整備に関する補助を行う。

項 目	概 要
	<p>5 公共交通移動円滑化事業</p> <p>路線バスを利用する人の移動の利便性、安全性の向上を図るため、バス事業者が導入するノンステップバスの購入費に対する補助を行う。</p>
<p>(監査室)</p> <p>社会福祉法人・社会福祉施設・介護保険サービス事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等の指導及び監査</p>	<p>関係法令及び指導監査実施要綱による指導事項について、適正に実施されているか指導監査等を行い、福祉サービス事業の適正かつ円滑な運営の確保を図る。</p>
<p>(監査室)</p> <p>福祉五法等施行事務監査</p>	<p>県・市福祉事務所及び児童相談所における福祉五法の実施に伴う法の施行内容を個別的、具体的に検討し、福祉行政の適正な運用を確保するため事務監査を行う。</p>
<p>(監査室)</p> <p>有料老人ホームの検査</p>	<p>関係法令・通知で規定する設備・運営基準等の遵守状況についての検査を行い、適正な老人福祉の確保を図る。</p>
<p>(監査室)</p> <p>公益法人等検査</p>	<p>健康福祉部関係公益法人、特例民法法人、移行法人の適正な運営を図るため検査を行う。</p>
<p>(監査室)</p> <p>社会福祉法人等の認可等</p>	<p>1 社会福祉法人の認可</p> <p>社会福祉法人の設立認可及び社会福祉事業を行っている社会福祉法人の定款変更・合併・解散等の認可についての事務を行う。</p> <p>2 健康福祉部関係の公益法人及び特例民法法人の認可等</p> <p>健康福祉部関係の特例民法法人の公益法人への移行認定及び一般法人への移行認可、一般法人の公益認定に関する認可等についての事務を行う。</p>

健康・安全分野

事 務 事 業 概 要

(健康・安全分野)

項 目	概 要
(健康危機管理室) 結 核 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 結核医療事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に基づく患者等の申請を診査し、適正な者に対する医療費の一部を負担する。また、同法第37条に基づく結核患者の入院に係る医療費を公費で負担する。 2 結核対策事業 結核の正しい知識の普及と予防及びまん延防止を図るため、患者訪問、結核健康教育並びに行政検査（患者管理健診、接触者健診）を行う。 また、高齢者や事業所の結核対策等、地域の課題に対応した事業についても実施する。 3 結核健康診断補助金事業 結核患者の早期発見と発生防止を図るため、私立学校、社会福祉施設等の長が行う定期健康診断に要する費用に対し補助金を交付する。
(健康危機管理室) 感 染 症 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症危機管理システム事業 新型や従来のものであっても病原性が高くなったインフルエンザ、ウエストナイル脳炎等、複雑・高度化する新興感染症、輸入感染症、動物由来感染症等の県内でのまん延を阻止・拡大防止するため、感染症の探知、調査、情報提供等の総合システムの構築、運営を行う。 具体的には、地域での感染症危機管理ネットワークによる迅速な探知、最新の遺伝子技術を導入した検査機能、三重県感染症情報センターによる迅速な情報提供等を新システムの柱として構築する。 2 感染症発生動向調査事業 流行性疾患の患者発生状況、流行の実態等を早期かつ的確に把握し、適切な予防措置を講じるため、全国的な監視体制が設置されている。県内では医療機関153施設を指定し、感染症103疾患について患者の発生状況、病原体の検索など流行の実態を把握し、情報を地域に還元する。 3 防疫対策事業 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の発生を予防するとともに、まん延防止のための必要な措置を講じ、公衆衛生の向上及び公共の福祉の推進を図る。
(健康危機管理室) 予 防 接 種 対 策	<p>予防接種業務の円滑な推進及び関係機関の指導を行うとともに、予防接種による健康被害者の救済を行う。</p> <p>また予防接種センター機能を活用し、予防接種率の向上を図り疾病予防に資するとともに予防接種に関する知識や情報の提供及び医療相談を実施する。</p>

項 目	概 要
(健康危機管理室) エイズ対策	<p>エイズ(後天性免疫不全症候群)のまん延は、欧米及びアジア諸国をはじめ世界的に深刻な状況であり、我が国においても患者・感染者は年々増加し、最近は特に20代から30代までの若年層や日本人男性の同性間の性的接触による感染事例が増加している。</p> <p>現段階におけるエイズ対策の基本は、県民一人一人がエイズに対する正しい知識を持ち、感染の危険を回避することである。</p> <p>このため、以下の3本柱に沿って積極的かつ実効的なエイズまん延防止対策を一層強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正しい知識の普及啓発 2 相談・指導体制の充実及び二次感染防止対策の充実 3 検査・医療体制の充実
(健康危機管理室) 食品衛生専門 監視事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 HACCP手法導入支援・促進 大規模食品製造加工施設に対して、HACCP手法の導入を支援、促進し、微生物汚染等による健康被害(食中毒)を未然に防止する。 2 特定施設の監視指導 大規模な特定の食品製造、加工施設及び総合衛生管理製造過程承認施設に対し計画的な監視指導を行うことにより、違反・不良食品の流通防止を図る。 3 食中毒対応 食中毒の発生に際し、適切に処理し、健康被害の拡大及び再発防止を図る。 4 自主回収報告の情報提供 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づく自主回収報告を県民等に情報提供して、自主回収が円滑に行われることを促進・支援する
(健康危機管理室) JAS表示適正化 指導事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品表示制度(JAS法)の普及・啓発 食品の販売事業者や製造事業者など食品関連事業者や消費者を対象に、表示相談や問い合わせ対応などを通じて食品表示制度の普及・啓発を行う。 2 監視指導の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品監視指導計画に基づく食品衛生の取組の中で食品表示の適正化を一体的に進めるため、JAS法の観点での食品表示についての監視指導を実施するとともに、疑義通報などに基づく調査、指導を実施する。 (2) 県民(消費者)の方に食品表示に関する知識、理解を深めていただき、日常の買い物の中で消費者の視点から、外形上確認できる食品の表示状況を日常的にモニターし、情報提供していただく食品表示ウォッチャーの取組を実施する。

項 目	概 要
保健環境研究所	<p>1 健康のための調査研究・試験検査の実施</p> <p>(1) 健康危機発生時における化学物質迅速検査マニュアル策定検討調査 食の安全・安心を脅かす事案が続発しており、消費者の食の安全に対する意識に多大な影響を与えた。食品・飲料水等における健康危機発生時において、迅速かつ精確な検査結果を提供するための検査法を確立し、迅速検査マニュアルとして策定する。</p> <p>(2) いわゆる健康食品中の健康危害成分の試験法開発 他 7事業</p> <p>2 感染症対策のための調査研究・試験検査の実施</p> <p>(1) 新たな性感染症サーベイランス確立に向けた先駆的研究 三重県における性感染症サーベイランスの報告件数は少数であり、実態を反映したものとなっていない。全国的にも現在の性感染症サーベイランスには問題があるとの認識があり、これまで「性感染症予防推進戦略的サーベイランス研究事業」等、調査研究を行ってきた。これにより得られた成果を踏まえ全国の取組に先駆けて、現状のシステムより有効に機能する性感染症サーベイランスシステムの構築をめざす。</p> <p>(2) 三重県におけるリケッチア感染症に関する研究 他 1事業</p>

項 目	概	要
<p>(薬務食品室)</p> <p>生活衛生対策</p>	<p>1 生活衛生対策事業 理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法及び旅館業法に基づく営業許可、監視指導等の事業を行い、県民の生活衛生の維持向上を図る。</p> <p>2 生活衛生営業指導センター補助事業 生活衛生関係営業の経営の健全化を通じ、生活衛生水準の維持向上を図るため設置された(財)三重県生活衛生営業指導センターに対し補助を行う。</p> <p>3 モーター類似旅館建築指導事業 青少年の健全な育成及び県民の清純な生活環境の確保を図るため、モーター類似旅館建築指導要綱により指導を行う。</p> <p>4 化製場等法施行事業 化製場等に関する法律により、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置又は変更の許可及び構造設備の改善整備に対し指導を行う。</p> <p>5 墓地埋葬等法施行事業 墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂、火葬場の経営に対し、許可・指導を行う。</p> <p>6 衛生害虫等対策事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、衛生害虫等に関する県民からの相談に対応する。</p>	
<p>(薬務食品室)</p> <p>食品衛生対策</p>	<p>1 食の安全食品衛生監視指導事業 県内の食品関係事業者に対する監視指導の実施、食品等製造時業者に対する HACCP 手法に基づく衛生管理システムの普及及び事業者による自主管理体制の確立、食中毒警報等の情報の発信、リスクコミュニケーションの実施など食の安全・安心のための総合的な取組を実施する。</p> <p>2 食の安全食品検査事業 県内で生産又は流通する食品に対して、残留農薬、残留医薬品、遺伝子組み換え食品、アレルギー物質等の検査を実施するとともに、検査体制の充実及び検査の信頼性の確保を図る。</p>	
<p>(薬務食品室)</p> <p>調理師及び製菓衛生師対策</p>	<p>調理師試験及び製菓衛生師試験を実施するとともに、これら資格取得者の知識、技術の向上を図る。また、調理師、製菓衛生師養成施設の監視指導を実施する。 ふぐに起因する食中毒の発生を防止するため、ふぐ取扱い講習会を開催する。</p>	

項 目	概 要				
(薬務食品室) 小動物対策	1 狂犬病予防事業 狂犬病予防法の規定に基づく飼い犬の登録、予防注射の普及啓発、野犬の捕獲を実施し、狂犬病の発生や犬を原因とする危害の防止に努める。 2 小動物管理事業 狂犬病予防法第6条に基づき、保健所で抑留した犬及び、動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定により県民から引き取った犬、猫の処分を(財)三重県小動物施設管理公社において行う。				
(薬務食品室) 動物愛護管理対策	「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業や特定動物などの施設や動物の取扱い方法について監視・指導を行う。 また、三重県動物愛護管理推進実施計画に基づき、市町、関係団体等との協働による専門的で地域に密着した啓発活動を進める。				
(薬務食品室) 食肉衛生対策	1 と畜検査事業 県民の食生活意識の安全志向・健康志向が高まるなか、食肉を介して起こる健康被害を防止するため、疾病獣畜の排除をはじめ、食肉の微生物汚染の防止対策、残留有害物質対策を講じ、食肉の安全性を確保する。 平成13年10月から行っている牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査を引き続き全頭実施する。 2 食鳥検査事業 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査、監視指導を行い、食鳥処理場における自主管理体制を推進することにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生防止を図り、安全な食鳥肉の確保を期する。 <table border="1" data-bbox="464 1379 1169 1462"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1379 786 1420">食肉衛生検査所</th> <th data-bbox="786 1379 1169 1420">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1420 786 1462">松阪食肉衛生検査所</td> <td data-bbox="786 1420 1169 1462">松阪市大津町字戸ノ本883-2</td> </tr> </tbody> </table>	食肉衛生検査所	所在地	松阪食肉衛生検査所	松阪市大津町字戸ノ本883-2
食肉衛生検査所	所在地				
松阪食肉衛生検査所	松阪市大津町字戸ノ本883-2				

項 目	概 要
<p>(薬務食品室)</p> <p>薬 事 対 策</p>	<p>1 薬事審査指導事業</p> <p>(1) 薬事法に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下、「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保する。</p> <p>① 医薬品等に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>② 薬局の調剤業務安全性向上対策</p> <p>③ 医薬品等の販売に関する指導、監督</p> <p>④ 不良、不正表示医薬品等の指導監視</p> <p>⑤ 医薬品等の広告の監視</p> <p>⑥ 医薬品等製造販売業者に対するGQP（製造販売業者が定める製造所に対する品質管理基準）及びGVP（市販後安全対策に係る製造販売後安全管理基準）査察</p> <p>⑦ 医薬品等製造業者に対するGMP（製造管理及び品質管理に関する基準）査察</p> <p>⑧ 医薬品等製造販売業者若しくは製造業者、薬局、医薬品販売業者又は高度管理医療機器販売業者等の許可、承認、届出事務</p> <p>⑨ 登録販売者試験の実施及び店舗販売従事者の登録</p> <p>(2) 薬剤師法に基づき、薬剤師の免許及び業務について指導監督を行う。</p> <p>2 薬事経済調査事業</p> <p>医薬品等の産業実態調査及び流通段階における医薬品の価格経時変動調査等により、医薬品等産業の実態把握に努める。</p> <p>3 医薬品情報サービス事業</p> <p>県民に対し、医薬品等の正しい知識の普及啓発、医薬品等による被害の未然防止を図るため、医薬品等の情報の収集を行い、県民からの要請に応じ、必要な情報を提供する（社団法人三重県薬剤師会に事業委託）。</p> <p>4 毒物劇物指導監視事業</p> <p>毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者等の登録、毒物劇物取扱責任者の試験等の業務を行うとともに、毒物劇物の事故又は盗難等の防止を図るため、毒物劇物取扱者の監視指導を実施する。</p> <p>5 麻薬取締事業</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づき、麻薬、向精神薬、覚せい剤等の厳正な管理及び適正な使用を指導する。</p> <p>けしの自生数が全国トップクラスにあるため、県民に不正けしに対する知識を普及するとともに、県民と協働して撲滅する体制を整備する。</p> <p>6 無承認医薬品・指定薬物対策事業</p> <p>薬事法に基づき、承認前医薬品等や指定薬物の広告、それらの製造、輸入、販売を取り締まり、違法な薬物の使用による健康被害を防止するとともに、医薬品等の正しい知識の普及を図る。</p>

項 目	概 要
	<p>7 薬物乱用防止対策事業</p> <p>(1) 薬物「ダメ。ゼッタイ。」みえ県民運動推進事業 最近の薬物汚染の拡大に対処するため、民間団体及び関係機関との連携を図りながら総合的啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 薬物相談ネットワーク整備事業 こころの健康センターを薬物相談の中核とし、関係機関同士の連携を強めることにより薬物相談ネットワークを充実強化する。また、相談応需職員の研修を行うことにより薬物相談に総合的に対応する体制の充実を図る。</p> <p>8 激甚災害時医薬品等備蓄・供給及び毒物劇物総合対策事業</p> <p>(1) 激甚災害時医薬品等備蓄・供給体制整備事業 災害用医薬品等の備蓄・供給体制を整備し、発災時の医薬品等の確保・供給に努める。</p> <p>(2) 激甚災害時毒物劇物総合対策事業 毒物劇物使用・保有施設等を事前に把握するとともに、発災時等における毒物劇物の保健衛生上の危害発生防止について指導する。</p>
<p>(薬務食品室) 医 薬 分 業</p>	<p>医薬分業を推進するとともに、かかりつけ薬局の育成、かかりつけ薬剤師の普及を図る。また、医療分業の進展による薬剤師不足に対処するため、県内に在住する未就業薬剤師の研修を行い、その就業を促進することにより、処方せんの受け入れ体制を充実する。</p>
<p>(薬務食品室) 献 血 推 進 対 策</p>	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血推進計画の確保目標量達成及び血液製剤の安定供給の確保に向け、400ml 献血及び成分献血などの献血運動を推進する。</p> <p>また、献血により得られた血液が有効に利用されるよう、血液製剤の使用適正化の普及を図る。</p> <p>1 愛の血液助け合い運動の実施 各地域において街頭ページントの開催</p> <p>2 街頭献血キャンペーンの実施</p> <p>(1) クリスマス献血キャンペーン (2) スプリング献血ウィーク</p> <p>3 ヤングミドナサポーター事業の実施</p> <p>4 献血組織の充実強化 献血協力者、各種ボランティア等へ献血ページントへの参加協力を求める。</p> <p>5 血液製剤使用適正化の普及</p> <p>(1) 適正化普及研修会の開催 (2) 主要病院に対する輸血療法委員会の設置促進</p>

項 目	概 要
<p>(薬務食品室) 骨髄バンク対策</p>	<p>白血病など血液の難病の患者にとって、生への希望である骨髄バンク事業が円滑に実施されるよう骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、ドナー（骨髄提供者）登録の拡大を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 骨髄バンクに関する普及啓発 骨髄バンク推進月間の実施（10月） 2 ドナー登録受付窓口の拡充 <ol style="list-style-type: none"> (1) 窓口（骨髄データセンター、各保健福祉事務所（7ヶ所））の一層の活用を図る。 (2) 休日登録及び臨時ドナー登録受付の実施により、ドナー登録を推進する。
<p>(薬務食品室) メディカルバレー 推 進</p>	<p>地域資源を有効に活用し、消費者ニーズに対応した質の高い製品・サービスを供給する、競争力のある医療・健康・福祉産業の振興に取り組み、活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上をめざす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 メディカルバレー産学官民連携事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) メディカルバレーフォーラムの実施 産学官民が一堂に会した講演会、交流会の開催により人的ネットワークを広げる。 (2) みえメディカル研究会の開催 産学官民参加型の研究会を開催し、新たな技術開発や研究開発を創出する。 (3) メディカルバレー総合情報発信の充実 メディカルバレー構想に関する総合的な情報をホームページやメディカルバレー通信などで発信する。 (4) メディカルバレー推進体制の整備 メディカルバレー構想を効果的に推進するため、産学官民による推進体制を整備する。 2 メディカルバレー研究開発支援事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康・福祉ビジネス販路開拓の支援 健康・福祉分野のものづくりやサービスについて事業者の販売促進を支援する。 (2) 地域資源活用型医薬品等の開発促進 本県の豊富な天然資源を活かした医薬品、医薬部外品、化粧品等の研究開発を促進する。 (3) メディカルバレーサポーターの活用・充実 メディカルバレーに関する分野で経験豊かな人材をサポーターとして委嘱し、事業支援・技術支援等の助言を行う。 3 メディカルバレーふるさと雇用再生事業 医療・健康・福祉産業における事業拡大、新規事業への取組に対し支援することで、県内関連産業の振興を図るとともに、新たな雇用創出を促進する。

保健・医療分野

事 務 事 業 概 要

(保健・医療分野)

項 目	概 要
<p>(健康づくり室)</p> <p>がん医療提供体制の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者や家族に対する相談支援体制の整備 平成20年1月に設置した「三重県がん相談支援センター」において、がん患者及びその家族に対する相談支援を行うとともに、がん医療に関する情報の収集および提供を行う体制を整備する。 2 地域における緩和医療提供体制の整備に対する支援 地域において緩和ケア提供体制の普及啓発をめざすための活動を実施する、拠点病院や地域の医療機関により構成されている地域緩和ケアネットワークの活動に必要な経費を補助する。 3 がん診療連携拠点病院の医療機能の強化に対する支援 がん診療連携拠点病院としての機能を強化するため、院内がん登録の精度向上、相談支援体制の充実、地域の医療従事者との連携体制を構築するための必要経費を補助する。 4 がん対策戦略プランに基づく取組 「三重県がん対策戦略プラン(改訂版)」に基づき、予防から治療、予後までの体系的な取組を進め、総合的ながん対策の推進を図る。 5 女性のがん対策の推進 乳がんや子宮がん検診の啓発による受診率の向上及びがん検診の精度管理の向上を図るため、県民公開講座や検診従事者講習会の開催、マンモグラフィ従事者研修を行う。
<p>(健康づくり室)</p> <p>保健師等対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師等確保対策 市町健康づくり推進事業及び母子保健事業、特定健診・特定保健指導事業、介護保険事業など保健師・(管理)栄養士の果たす重要性がますます高まっており、保健師・(管理)栄養士設置の必要性が増大していることから、市町における確保対策等を支援する。 2 地域保健関係職員研修 県保健福祉事務所等における地域保健関係職員の資質向上を図るため、公衆衛生にかかる基本的な知識の習得や、災害及び健康危機管理等、幅広く時代のニーズに応じた研修を行う。 また必要に応じて、市町保健師の現任教育を実施する。

項 目	概 要
<p>(健康づくり室) 健康増進事業</p>	<p>健康増進法に基づき、県民の壮年期からの健康の保持増進を図るため、市町が行う予防から機能訓練に至る各種健康増進事業に対する指導援助及び費用に対し助成を行う。</p> <p>また、関係職員の資質向上をめざした講習会を実施する。</p> <p>なお、肝炎対策の一環として、市町が行うウイルス検診、教育等に対する助成を行う。</p> <p><事業内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康手帳の交付 2 健康教育 個別健康教育 集団健康教育 3 健康相談 重点健康相談 総合健康相談 4 健康診査 健康診査 訪問健康診査 介護家族訪問健康診査 保健指導 歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 5 機能訓練 6 訪問指導
<p>(健康づくり室) ヘルシーピープル みえ・21推進事業</p>	<p>「三重県健康づくり推進条例」及び三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、すべての県民がいつまでも健やかで充実した生活を送ることをめざして、事業者、NPO、市町、県等が協働して個人の取組を支援していく体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「三重県健康づくり推進条例」「ヘルシーピープルみえ・21」の推進 2 企業、学校、関係団体等と協働で取り組むための働きかけ 3 公衆衛生審議会の開催 4 「たばこの煙の無いお店」の認定 5 「県民健康の日」(9月7日)を啓発し、健康づくり意識の高揚を図る

項 目	概 要
(健康づくり室) 保 健 栄 養 対 策	<p>1 健康食育推進事業</p> <p>幅広い世代を対象に健康的な食習慣の形成に向けて食事バランスガイドの活用等を図り、多様な主体と協働した食育活動や県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進する。</p> <p>(1) 野菜フル350推進事業 県民の健康的な食生活の実践をめざし、1日の野菜摂取目標量を350gとし、野菜摂取の増加を推進する。</p> <p>(2) モーニング・ベジの推進 健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消を図るため、朝食における野菜摂取を推進する。</p> <p>(3) 三重の食フォーラム～栄養改善大会～の開催 開催年月日 平成24年2月9日(木) 開催場所 総合文化会館 中ホール</p> <p>(4) 飲食店等を拠点とした健康づくり普及啓発事業 健康に配慮した食事や健康づくり情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録し、食環境整備を推進する。</p> <p>2 栄養施行事務費</p> <p>(1) 栄養士免許事務(通年)</p> <p>(2) 管理栄養士免許事務(通年)</p> <p>(3) 栄養士養成施設指導(3校/県)及び管理栄養士養成臨地実習(各保健福祉事務所)</p> <p>(4) 給食施設強化事業 給食施設等に対し、管理栄養士・栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行う。</p> <p>①給食施設巡回指導 ②給食施設従事者研修会 ③給食施設管理者研修会</p> <p>(5) 特別用途表示、栄養表示基準等に関する相談指導事務 特別用途表示、栄養表示基準、誇大表示の禁止等について製造者に対する相談、指導を行うとともに、県民への普及、啓発を行う。</p> <p>(6) 人材育成・支援事業</p> <p>①食生活改善地区組織の育成及び活動支援 ②市町栄養改善支援 市町栄養士の資質向上と市町栄養改善業務の充実に向けて支援する。 ③地域活動栄養士支援</p> <p>3 国民健康・栄養調査事業 健康増進法に基づく健康・栄養調査を実施する。</p>

項 目	概 要
(健康づくり室) 歯 科 保 健 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 8020 (ハチマルニイマル) 運動推進協議会の設置 県における生涯を通じた歯科保健推進にあたり、地域の実情、問題点の把握、企画、立案、評価、調整、情報提供を行う。 2 8020運動推進特別事業 生涯を通じた歯科保健対策を確立し、県民の口腔衛生意識の高揚と効果的な歯科保健の推進を図るために、各ライフステージに応じた事業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校歯科保健推進事業 児童生徒の健康保持増進を目的に、歯科疾患予防などの保健教育と健康管理を適切に実施するための支援を行う。 (2) 次世代育成支援事業 児童虐待の早期発見のための取組や、歯科の観点からの食育、妊産婦への口腔保健の重要性の啓発を行う。 (3) フッ化物洗口推進事業 う蝕予防効果の高いフッ化物への理解を深め、幼稚園、保育園、学校等でのフッ化物洗口の実施の普及を図る。 (4) 障がい者歯科ネットワーク (みえ歯ートネット) 事業 障がい児 (者) が、地域で安心して歯科医療が受診できるように行政、歯科医療関係者、障がい者支援団体が、ネットワークを構築し、その体制整備を行う。 (5) 歯周疾患予防対策事業 生活習慣病の予防に繋げる成人歯科健診の普及に向けて検討、研修等を行う。 (6) 三重県8020推進員普及活動事業 地域において、歯科保健医療活動を効果的に行う人材を育成する。 (7) 地域歯科保健実践事業 住民に身近な場所において、お口の健康相談や、ブラッシング指導、健康に関する情報提供を行う。 3 在宅歯科医療連携室事業 地域の在宅歯科医療の推進および医科や介護分野との連携体制の構築を図ることを目的とする。 4 歯科保健普及啓発事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歯の衛生週間 (6/4~10)、いい歯の日 (11/8) 普及啓発 (2) 三重県歯科保健大会 平成23年11月23日 (鈴鹿市市民文化会館) 8020優良者、母と子のよい歯のコンクール優良者、よい歯の児童優良者の表彰、講演会等を行う。 5 在宅歯科診療設備整備事業 主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科診療機器等の設備を整備する。 6 歯科衛生士再就職支援事業 在宅歯科医療、予防医療の充実が求められる中、その実践者となる歯科衛生士の不足が課題となっていることから、歯科診療施設において離職している歯科衛生士を雇用し、歯科医療現場での緊急雇用の拡大と新規雇用者の資質の向上を同時に図ることを目的とする。

項 目	概 要																			
(健康づくり室) 歯 科 医 療 技 術 者 の 確 保	<p>○県立公衆衛生学院 昭和49年4月に公衆衛生学院を設置しており、歯科衛生士になろうとする者に対し専門的な知識及び技術を習得させ、並びにこれらの者の資質の向上を図る。 平成23年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="446 403 1396 604"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学科名等</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>修業年限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立公衆衛生学院</td> <td rowspan="2">歯科衛生学科</td> <td>1学年</td> <td>30</td> <td>30</td> <td rowspan="2">3年</td> <td rowspan="3">【所在地】 津市夢が丘 1丁目1番地 の17</td> </tr> <tr> <td>2学年</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※歯科衛生学科は、平成22年4月より3年制に移行した。</p>	名称	学科名等	定員	現員	修業年限	備 考	県立公衆衛生学院	歯科衛生学科	1学年	30	30	3年	【所在地】 津市夢が丘 1丁目1番地 の17	2学年	30	30	計	60	60
名称	学科名等	定員	現員	修業年限	備 考															
県立公衆衛生学院	歯科衛生学科	1学年	30	30	3年	【所在地】 津市夢が丘 1丁目1番地 の17														
		2学年	30	30																
	計	60	60																	
(健康づくり室) 自 殺 対 策	<p>自殺の原因は複雑で、様々な社会的要因が複雑に関係しているため、社会全体で総合的に取り組む必要があることから、平成21年3月に策定した「三重県自殺対策行動計画」に基づき、地域自殺対策自殺対策緊急強化基金を活用し、予防、危機対応および遺族、未遂者支援に向けた取組を、市町や関係団体と連携・協働しながら進めてきている。平成23年4月1日には、自殺対策の拠点となる「三重県自殺対策情報センター」を設置し、関係機関との連携をより強化するとともに、人材育成や自殺対策に関する情報の収集、発信及び専門相談や自死遺族支援の実施等、総合的な対策に取り組んでいく。</p> <p>1 普及啓発事業</p> <p>(1) こころの健康づくり啓発イベントやシンポジウムの開催 (2) 自殺予防週間、自殺対策強化月間等における街頭啓発の実施 (3) 有効な広報媒体を活用した普及啓発の実施</p> <p>2 人材育成事業</p> <p>(1) メンタルパートナー養成研修の開催 (2) 相談窓口担当者等を対象とした研修の実施</p> <p>3 電話相談支援事業</p> <p>(1) 家族による、患者・家族のための相談サポート支援 (2) 三重いのちの電話協会等、民間団体の相談や普及啓発事業への助成</p> <p>4 対面型相談支援事業</p> <p>(1) 自殺対策情報センターの設置 (2) 自殺予防のための相談対応マニュアルの作成 (3) かかりつけ医と精神科専門医との連携強化のための研修の実施</p> <p>5 強化モデル事業</p> <p>(1) 自殺未遂者支援ネットワーク事業 県内2地域において、一般救急医療と精神科医療とのネットワークを構築する。 (2) 早期介入モデル事業 精神疾患を発症するリスクのある若者や発症状態にある若者を早期に発見し、支援する体制を整備する。</p>																			

項 目	概 要
	<p>(3) 東紀州地域自殺対策事業 東紀州地域自殺対策連絡会の開催や、地域における普及啓発、熊野自殺防止センターにおける相談体制充実等</p> <p>6 各市町が実施する事業への補助</p>
<p>(健康づくり室) 難病対策等</p>	<p>1 特定疾患対策事業 難病のうち56特定疾患は、治療がきわめて困難であって長期の療養を要し、かつ、その医療費も高額であることから、これらの患者の自己負担を軽減するため医療費の公費負担を行う。</p> <p>2 スモン総合対策事業 スモン患者に対し、はり、きゅう、マッサージ等の治療費の補助を行う。</p> <p>3 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 先天性血液凝固因子障害の患者に対し医療費の公費負担を行い、精神的、身体的不安の解消を図る。</p> <p>4 難病在宅支援事業</p> <p>(1) 難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業 難病患者の療養環境の整備を図るため、拠点・協力病院を指定し、入院施設の確保を行うとともに、難病医療連絡協議会を設置する。</p> <p>(2) 難病在宅ケア事業 難病患者及び家族に対し、医療相談・訪問相談・訪問診療・連絡調整会議等を行うことにより、在宅支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 難病相談・支援センター事業 難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進、就労支援などを行う。</p> <p>(4) 難病者の就労支援事業 難病相談支援センターに就労コーディネーターを設置し、就労意欲のある難病患者の就労支援及び関係機関との連携等就労支援の体制整備を図る。</p> <p>(5) 意思伝達装置使用サポート事業 在宅難病患者に、コミュニケーション機器の使い方を指導し、難病患者のQOL向上を図る。</p> <p>(6) 人工呼吸器装着特定疾患患者一時入院事業 人工呼吸器を装着している患者の家族が休めるよう、短期入院を利用できるよう受入医療機関に助成する。</p> <p>(7) 難病患者等日常生活用具給付事業補助金 市町が実施する日常生活用具の給付事業に対し補助を行う。</p> <p>(8) 難病患者等短期入所事業補助金 市町が実施するショートステイ事業に対し補助を行う。</p> <p>(9) 難病患者等ホームヘルプサービス事業補助金 ホームヘルパーを派遣する市町に対し補助を行う。</p>

項 目	概 要
	<p>5 小児慢性特定疾患治療研究事業 小児がん等小児慢性疾患のうち、特定11疾患群について治療の普及促進を図るとともに、患者家族の負担軽減のため、医療の給付及び相談を行う。</p>
<p>(健康づくり室) 原 子 爆 弾 被 爆 者 対 策</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付と被爆者に対し健康診断を行い、健康の保持に努める。 また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対して各種手当等の支給を行う。</p>
<p>(健康づくり室) 肝 炎 対 策</p>	<p>1 肝炎治療特別促進事業 B型及びC型肝炎のウイルス除去を目的としたインターフェロン治療及びB型肝炎ウイルスの核酸アナログ製剤治療に係る自己負担を軽減するため、医療費の公費負担を行う。</p> <p>2 三重県医療審議会肝炎対策部会の設置 肝炎治療に係る医療機関の連携を図り、肝疾患診療連携拠点病院の選定等を行うために肝炎対策部会を設置し、肝炎対策の推進を図る。</p> <p>3 肝炎治療体制の整備 肝疾患診療拠点病院並びに肝疾患専門医療機関等の連携により、地域における肝炎治療の充実と診療連携の体制整備を推進する。</p>
<p>(健康づくり室) 臓 器 移 植 対 策</p>	<p>視力障害、腎不全等で悩む人たちが、1人でも多く移植手術が受けられる体制づくりを推進するため、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会に対し助成を行うとともに、臓器提供登録者データベースの整備・更新など、臓器移植の普及に取り組む。</p>
<p>こころの健康センター (精神保健福祉センター)</p>	<p>精神保健福祉の総合技術中枢機関として県民の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、教育研修並びに相談指導とともに、精神保健福祉に関する機関等に対する人材育成、技術援助を行う。 また、精神医療審査会の適切な運営、自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳制度の事務を行う。</p> <p>1 技術指導・援助 県保健福祉事務所及び市町に対する計画的な技術指導援助を行うとともに、関係機関に対しても随時必要な支援を行う。</p> <p>2 教育研修 精神保健福祉に係る機関等に対して専門研修、地域精神保健研修会など各種の研修会を開催し支援を行う。</p> <p>3 広報啓発 所報の発行、啓発リーフレットの作成、ホームページの作成、講演活動を行う。</p>

項 目	概 要
	<p>4 協力組織の育成 家族会、当事者会、精神保健福祉ボランティアの育成、断酒会・アルコールネットワーク活動への支援を行う。</p> <p>5 精神保健福祉相談 (1) 電話相談 ①ひきこもり専門電話相談、依存症専門電話相談 ②自殺予防・自死遺族電話相談 (2) 面接相談（予約制） ①ひきこもり、依存症、自殺予防・自死遺族面接相談 ②精神科医による面接相談</p> <p>6 自殺対策事業 自殺対策情報センターの設置（H23. 4. 1～）と運営 (1) 自殺対策に関わる関係機関のネットワーク強化や人材育成 ①連絡調整会議の開催 ②人材育成研修の実施 ③自殺対策情報の収集、管理、発信 (2) 自殺対策における専門的な個別相談や情報提供、自死遺族支援 ①専門相談の実施 ②自死遺族の集いの開催</p> <p>7 こころの健康危機管理事業 こころの健康危機に関わる人材の資質向上、支援体制整備及びこころの健康危機管理マニュアルの充実を図る。</p> <p>8 精神医療審査会の運営 入院治療中の患者の人権を擁護するため、医療保護入院の入院届、医療保護入院及び措置入院者の定期病状報告の審査、また、入院中の患者等からの退院・処遇改善請求を審査するための精神医療審査会の運営を行う。</p> <p>9 精神障害者保健福祉手帳交付事業 一定の精神障がいの状態にある者に対し、各方面からの各種の支援策を講ずる精神障害者保健福祉手帳の申請について判定及び交付を行い、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>10 精神障がい者通院医療事業 精神障がいの適正な医療を普及促進するため、入院しないで行われる精神障害の医療費の一部を公費負担する自立支援医療（精神通院）受給者証の申請について判定及び交付を行い、精神障がいのある人の早期治療、再発防止を図る。</p> <p>11 ひきこもる若者の自立支援事業 ひきこもりを含む思春期のこころの問題に対応するため、当事者や家族が孤立しないよう、継続した相談体制や支援する人材の育成、社会復帰のための支援及び個別事例を通じた関係機関との連携を図るなど重層的なサポート体制を構築する。</p>

項 目	概 要
(医療政策室) 地域医療対策	<p>県民への医療提供の機会均等を原点として、医師確保対策を総合的に推進するとともに、地域の実態に即したへき地医療対策を推進し、地域住民の健康増進と医療の確保を図るため、次の事業を実施する。</p> <p>1 医師確保対策</p> <p>(1) 医師無料職業紹介事業 インターネットを活用して、全国からの医師の求職、県内医療機関の求人を募集し、求職のあった医師の希望に沿った県内医療機関での就業に向けた調整を行う。</p> <p>(2) 自治医科大学事業 へき地医療に従事する医師を確保するため、自治医科大学の運営費等を負担するとともに、自治医科大学卒業医師（義務年限内）の派遣に努める。</p> <p>(3) 医師修学資金貸与制度 県内の救急等を担う医療機関等に勤務する医師を確保するため、医学生に対して、一定期間県内で勤務することによって返還免除となる修学資金を貸与する。</p> <p>(4) 研修医研修資金貸与制度 医師確保の緊急対策として、初期臨床研修医及び後期研修医に対し、一定期間、県内の救急病院等に勤務することによって返還免除となる研修資金を貸与する。</p> <p>(5) 医師キャリアサポートシステム 自治医科大学を卒業し義務年限を終了した医師などを県職員として採用し、医師のライフステージに応じた勤務コースの選択を可能とすることで、へき地等医師不足地域に勤務する医師を確保する。</p> <p>(6) ポジティブ・スパイラル・プロジェクト事業 三重県地域医療研修センターの運営および医師不足地域の医療機関に対する診療支援等を実施し、地域医療に従事する医師の育成と地域への定着を促進することで、持続可能な地域医療体制の実現をめざす。</p> <p>(7) 地域医療確保補助事業 地域医療の確保のため、産科医療機関の運営費、産科医への分娩手当の支給や、へき地診療所における医師確保等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(8) 研修病院支援事業 研修医の獲得と県内定着を促進するため、研修病院の魅力向上、競争力強化に向けた取組を支援する。</p> <p>(9) 地域医療医師支援事業 へき地等において地域医療に従事する医師に対して、診療支援や研修機会の確保等にかかる支援を行うことで、医師の地域定着を促進する。</p> <p>(10) 病院勤務医負担軽減対策事業 病院勤務医の定着を促進するため、勤務医の負担軽減をはかるための創意工夫した取組を提案公募して支援する。</p> <p>(11) 地域医療学生支援事業 地域医療を志す学生に対して、県内のへき地や国内の先進地等での地域医療実習等の支援を行うことで、将来、県内の地域医療に従事する医師の養成・確保を図る。</p> <p>(12) 寄附講座 認知症予防の啓発や早期診断・治療と福祉サービスとの連携構築など、認知</p>

項 目	概 要
	<p>症に関する地域連携を促進し、質の高い医療・福祉を実現するため、複数名の神経内科専門医の派遣を含む寄附講座を三重大学に設置する。</p> <p>2 へき地医療支援機構 専任担当官を設置し、①代診医等の派遣調整、②へき地医療従事者、医学生への研修等を行い、へき地保健医療対策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>3 へき地医療拠点病院運営事業補助 無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動に必要な経費を補助し、巡回診療・代診医派遣等によるへき地住民の医療確保を行う。</p> <p>4 へき地診療所運営事業補助 へき地住民のために経営を続けている経営困難なへき地診療所に運営費の補助を行う。</p>
<p>(医療政策室) 看護職員の確保・養成</p>	<p>1 県内定着の促進</p> <p>(1) 看護職員修学資金貸付事業 看護職員の医療機関への定着を図るため、看護系大学及び看護師等養成所に在学する学生に対し、修学資金を貸与する。</p> <p>(2) 就業環境改善相談事業 (ナースセンター) 医療機関における看護職員の確保・定着を図るため、看護職員の多様な勤務形態をはじめとする勤務環境の改善に関する医療機関や、様々な悩みや不満等を抱える看護職員からの相談に応じる。</p> <p>2 離職防止対策 病院内保育所運営補助事業 子どもを持つ看護職員等が安心して働くことができるよう、院内に保育施設を設置し運営する病院等に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>3 養成の充実強化対策</p> <p>(1) 看護師等養成所運営費補助事業 民間立看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 助産師養成所運営費補助事業 県内に就業する助産師の養成・確保を図るため、助産師養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(3) 看護師等養成所臨床実習充実事業 臨床実習体制を拡充し、看護師等の養成教育の向上を図るため、臨床実習病院における実習指導者の配置に要する経費を補助する。</p> <p>(4) 看護師等養成所実習施設確保推進事業 看護学生の母性・小児看護にかかる実習施設を確保し、実習指導体制の充実を図る。</p> <p>(5) 助産師養成所実習施設確保推進事業 助産師養成所の学生の実習施設を確保するため、実習生を受け入れる医療機関に対して受入に必要な経費の一部を補助する。</p>

項 目	概 要
	<p>(6) 専任教員養成講習会 看護職員の養成に携わる看護師等に対し、必要な知識・技術を修得させ専任教員を養成する。</p> <p>(7) 看護師養成所専任教員等再教育事業 質の高い看護職員を養成するため、看護師等養成所の専任教員を対象とした研修会を開催して、看護教育の質の向上を図る。</p> <p>4 資質向上対策</p> <p>(1) 新人看護職員研修体制構築事業 新人看護職員臨床研修の導入及び実施を促進するため、教育プログラムの開発や研修責任者や教育担当者等の確保など、研修体制の構築にかかる支援を行う。</p> <p>(2) 中堅看護職員実務研修事業 専門性の高い看護職員を育成するため、中堅看護職員に対する専門領域に応じた実務研修を実施する。</p> <p>(3) 地域看護力向上推進事業 安全で安心な質の高い地域看護サービスを提供するため、資質向上のための研修会等を実施し、実践能力の高い看護師育成を図る。 ①潜在看護職員復帰支援事業 ②専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業 ③高度在宅看護技術実務研修事業</p> <p>(4) 助産師活用地域推進事業 助産師の養成確保に向け、検討を行うとともに、資質向上に向け研修会等を実施する。</p> <p>5 試験免許事務 准看護師資格試験を年1回実施し、知事の免許証を交付するとともに、訂正及び再交付事務を行う。</p>
<p>(医療政策室) 救急医療対策</p>	<p>医療の原点である救急医療について、その体系的な体制の整備、充実を図るため次の施策を実施する。</p> <p>1 病院前救護体制の整備</p> <p>(1) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 消防法の改正を踏まえ策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を運用するとともに、傷病者の状況に応じた医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。(防災危機管理部と共管)</p> <p>(2) 病院前救護体制整備事業 県内において、救急救命士に対する気管挿管や薬剤投与等の病院実習の準備等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>2 初期及び二次救急医療体制の整備 救急医療機関活動補助 救急病院等を定める省令に基づく救急告示医療施設は、救急医療の重要な役割を担うものであり、民間施設に対し経費の一部を助成し、その活動の促進を図る。</p>

項 目	概 要
	<p>3 三次救急医療体制の整備</p> <p>(1) 救命救急センター運営事業補助 初期救急医療施設、二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携のもとに、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を24時間体制で確保するため、救命救急センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>(2) ドクターヘリ共同利用負担金 東紀州地域の三次救急医療体制を確保するため、和歌山県および奈良県との共同運航によるドクターヘリの利用にかかる経費を負担する。</p> <p>(3) ドクターヘリ運航支援事業 平成24年2月の本県独自のドクターヘリの運航開始に向けて、基地病院と連携して準備を行う。</p> <p>4 周産期・小児医療体制の整備</p> <p>(1) 周産期医療ネットワークシステム事業 地域において妊娠、出産から乳幼児にいたる高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備を図り、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進する。</p> <p>(2) 新生児ドクターカー運営事業 出生したハイリスクの新生児に、適切な治療を行いながら地域の医療機関から周産期母子医療センターへ搬送するドクターカーの運営事業を実施する。</p> <p>(3) 小児夜間医療・健康電話相談事業 子どもの病気に関して、小児科専門医師が夜間の電話相談を受ける（通称：みえ子どもの医療ダイヤル）事業を実施する。</p> <p>(4) 小児救急医療検討会議 深夜帯における小児初期救急医療体制は未整備の状況にあるため、対応策の検討を進める。</p> <p>5 救急医療体制再整備事業</p> <p>(1) 小児救急医療医師研修事業 地域の内科医等小児科医以外の医師を重点に、小児救急に関する医師研修事業を実施した場合に経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 小児救急輪番制運営事業補助 地域小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を病院群又は病院が病院群輪番制方式により実施する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(3) 人材確保緊急支援事業 小児救急輪番制運営事業や二次輪番制運営事業に参加する病院で、当番日に非常勤医師の雇用を行った場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(4) 休日夜間救急医療機関勤務医確保事業 救命救急センター、二次救急医療機関の救急勤務医の処遇改善を図るため、救急勤務医手当を支給する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>6 「医療ネットみえ」の運営 県民がその症状に応じた医療機関を選択して適切な医療を受けることができるよう、初期救急医療に対応する医療機関を迅速に案内する救急医療情報と、全医療機関の情報をホームページ「医療ネットみえ」で公開する。 三重県広域災害・救急医療情報システムについては、平成23年10月に更新することとしており、現在、消防本部が行っている電話案内業務については、平成23</p>

項 目	概 要
	<p>年9月末に撤退するため、新たに県内1ヵ所のコールセンター（仮称）を設置して継続する。</p>
<p>（医療政策室） 情報システムの整備</p>	<p>コンピュータシステムを利用して、保健福祉に係る情報を迅速・的確に処理し、事務の効率化を図るとともに、地域における保健福祉医療ニーズに適切に対応する保健福祉情報システムの整備を行う。</p> <p>また、国とオンラインで結び、総合的な保健福祉医療情報の収集、解析、提供機能の整備を図る。</p>
<p>（医療政策室） 衛生統計業務</p>	<p>1 人口動態調査 市町から保健所を経由して提出された出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関する人口動態調査票をとりまとめ、厚生労働省に提出するとともに、これらの調査票から各種の統計を作成する。</p> <p>2 その他の衛生統計 医療施設に関する統計、衛生行政報告例などの各種衛生関係報告のとりまとめ及び国民生活基礎調査等衛生関係実態調査を実施し、結果資料を厚生労働省に報告するとともに、これらの資料に基づき必要な県内統計を作成する。</p>
<p>（医療政策室） 社会福祉統計業務</p>	<p>福祉行政報告例などの各種社会福祉統計を実施し、厚生労働省に報告する。</p>
<p>（医療政策室） ハンセン病対策</p>	<p>1 療養所入所者の里帰り事業 ハンセン病療養所に入所している三重県人会員に対し、集団又は個別による里帰りを実施する。</p> <p>2 訪問事業 療養所を訪問し、県人会員との面談、納骨堂への献花を行う。</p> <p>3 療養所入所者家族の生活援護 一定の要件を満たす入所者家族に対して、生活保護法の規定に準拠した生活援護を行う。</p> <p>4 在宅者相談事業 療養所退所者等の相談窓口の設置や年2回の専門医による診察・相談を実施する。</p> <p>5 パネル展等の人権啓発 県の庁舎あるいは人権フォーラムの場等で、啓発パネル展示やパンフレットの配布等を行う。</p>

項 目	概 要
<p>(医療政策室)</p> <p>災害医療体制の強化推進</p>	<p>災害時の医療体制の充実強化を図るため、地域の関係機関が連携した医療体制の構築を進めるとともに、災害時に適切に対応できる医療従事者の育成、医療施設の耐震化の促進に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療体制を支える人材育成 災害時の医療体制を支える人材を育成するための研修・訓練を実施する。 2 災害医療体制の構築 医療・保健関係機関、防災関係機関等が連携し、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害医療体制の構築を進める。 3 医療施設等耐震化整備 病院耐震化率の向上を図るため、医療施設の耐震化を促進する。
<p>(医療政策室)</p> <p>県立病院改革</p>	<p>県立病院が、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することを目指して、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、県立病院改革を推進する。</p>

福祉政策分野

事 務 事 業 概 要

(福祉政策分野)

項 目	概 要
<p>(社会福祉室)</p> <p>地域福祉の充実</p>	<p>福祉サービスを必要とする県民が、それぞれの地域でその人らしく自立をめざし、安心して充実した生活を送りながら、さまざまな地域活動に参加する機会を確保できるよう、地域に根ざした民間団体等と協働して、地域における社会福祉活動を促進する。</p> <p>1 地域福祉活動の促進</p> <p>多様化する福祉ニーズに対応するため、ボランティアや地域の住民による見守り等地域社会全体で支える仕組みづくりを推進する。</p> <p>(1) 地域福祉推進の普及啓発とささえあう地域福祉のしくみづくり</p> <p>県民の福祉に関する理解を深めるため、福祉諸施策や相談窓口を、県ホームページで「福祉のてびき」として紹介するとともに、市町、住民組織、NPO等との協働により、地域における日常的な支えあい体制の整備を支援する。</p> <p>(2) 社会福祉協議会の活動支援</p> <p>県内の民間社会福祉活動の推進方策について調査研究、企画立案を行う県社会福祉協議会の福祉活動指導員の設置を助成し、地域福祉の推進体制を確保するとともに、市町や市町社会福祉協議会が行う地域福祉推進のための取組を支援する。</p> <p>(3) ボランティア活動の促進</p> <p>ボランティア活動に参加の意欲を持っている人が、誰でも活動に参加できるように、県社会福祉協議会が運営するボランティアセンターやボランティアコーディネーターの養成研修等へ助成して、ボランティア活動の活性化を図る。</p> <p>(4) 民生委員・児童委員活動の促進</p> <p>民生委員・児童委員の質の向上及び活動の活性化並びに民生委員児童委員協議会活動の充実強化を図るため、民生委員・児童委員の活動費（実費弁償）の支払いや研修等を実施する。</p> <p>2 地域福祉サービスの適正な確保</p> <p>社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスについて、第三者がサービス内容を評価し公表する「みえ福祉第三者評価制度」の普及促進を図り、サービスの質の向上に努める社会福祉法人等を支援する。</p> <p>3 福祉サービス利用援助の充実</p> <p>サービス利用者本人の意思決定を尊重し、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助等を行うことで総合的な支援を行う。</p> <p>(1) 地域福祉権利擁護センターの活動支援</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者など判断能力の十分でない者に対して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、自立した地域生活がおくれるよう支援する県社会福祉協議会の事業に対し助成する。</p> <p>(2) 福祉サービス運営適正化委員会への支援</p> <p>福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者の福祉サービスに関する苦情に対して適正に解決する仕組みとして「運営適正化委員会」を設置する県社会福祉協議会の事業に対し助成する。</p> <p>(3) 地域生活定着支援事業</p> <p>高齢者又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、</p>

項 目	概 要
	<p>拘置所、少年院等) 退所者が、退所後直ちに福祉サービス等を受けることができるよう三重県地域生活定着支援センターを運営し、受け入れ先施設等のあっせんや福祉サービス利用にかかる申請等の支援を行う。</p> <p>4 福祉分野の人材確保と養成</p> <p>多様化、高度化する福祉・介護ニーズに対応するため、福祉・介護人材の確保及び資質向上等に努める。</p> <p>(1) 福祉・介護人材の確保と育成</p> <p>① 進路選択学生等支援事業 中・高等学校生徒や地域住民に福祉・介護の仕事の魅力を伝えるため、養成校の専門員による学校訪問や介護福祉フェア等を実施する。</p> <p>② 潜在的有資格者等養成支援事業 福祉・介護分野への就労を促すため、介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者・主婦層等に対する研修を行う。</p> <p>③ 介護雇用プログラム緊急雇用創出事業 離職者等が、介護施設で働きながら介護資格の取得をめざす介護雇用プログラム事業を実施する。</p> <p>④ 地域の介護力向上ふるさと雇用再生事業 福祉職場に就労意欲のある求職者に対しヘルパー研修等を実施し、人材の育成をはかる。</p> <p>⑤ 離職者対策職業・生活相談支援事業 三重県福祉就労・生活相談センターにおいて、離職者等への生活・就労支援を行う。</p> <p>⑥ 職場体験事業 福祉・介護職場への参入を促すため、福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場体験事業を実施する。</p> <p>⑦ 福祉・介護人材マッチング支援事業 福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、求職者と事業所のマッチングを支援する。</p> <p>⑧ 現任介護職員等研修支援緊急雇用創出事業 現任職員の研修機会を確保するため、事業者における必要な代替職員の配置を支援する。</p> <p>⑨ キャリア形成訪問指導事業 施設職員のキャリア形成を支援するため、養成校教員が事業所を巡回・訪問し研修を実施する。</p> <p>⑩ みえ福祉連携プロジェクト事業 小規模事業所等の人材の確保・育成を図るため、複数の介護事業所等の共同による求人活動・合同研修を支援する。</p> <p>(2) 社会福祉施設職員の質の向上と処遇改善 社会福祉施設職員の質の向上を図るための研修を行う県社会福祉協議会の事業に対し助成する。また、社会福祉施設職員等退職手当共済事業に係る費用の一部を、独立行政法人福祉医療機構に対し助成する。</p> <p>(3) 社会福祉施設の経営指導 社会福祉施設の運営全般の質的向上を図るため、社会福祉施設の運営上必要な事項等について、専門家による助言・指導等が受けられる体制を整備する県社会福祉協議会の事業に対し助成する。</p>

項 目	概	要
<p>(社会福祉室)</p> <p>低所得者への公的 扶助(生活福祉資金 貸付等)</p>	<p>1 生活福祉資金等の貸付</p> <p>生活福祉資金貸付事業を実施する県社会福祉協議会に対し事務費等を助成することにより、低所得者世帯等の経済的自立、生活意欲の助長促進及び社会参加の促進を図る。また、離職により生計の維持が困難になった世帯の自立を支援する。</p> <p>(1) 生活福祉資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型支援資金)</p> <p>(2) 臨時特例つなぎ資金</p> <p>2 住宅手当の支給</p> <p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者等に対し、一定の要件を満たした者に住宅手当を支給する。(県福祉事務所・福祉事務所を設置する市町)</p>	
<p>(社会福祉室)</p> <p>戦傷病者、戦没者 遺族等の対策</p>	<p>1 戦傷病者、戦没者遺族等の援護</p> <p>(1) 年金、弔慰金、給付金</p> <p>戦傷病者、戦没者等の遺族に対する各種年金、弔慰金、給付金の審査、進達、裁定等の事務を行う。</p> <p>(2) 戦没者遺族相談員</p> <p>28名の相談員により、戦没者遺族の相談、助言及び関係機関との連絡を行う。</p> <p>(3) 未帰還者の調査、永住帰国者の援護</p> <p>①未帰還者の消息究明、戦時死亡宣告等の事務を行う。</p> <p>②三重県に永住帰国した中国残留邦人等に対し、地域社会への定着と、早期自立を支援する自立指導員を派遣する。</p> <p>(4) 三重県戦没者追悼式</p> <p><平成22年度実績></p> <p>①時期 平成22年7月7日(水)</p> <p>②場所 三重県総合文化センター</p> <p>③参加人員 約900人</p> <p>(5) 沖縄三重の塔の維持管理</p> <p>①設置場所 沖縄県糸満市摩文仁</p> <p>②維持管理委託先 財団法人 沖縄県平和祈念財団</p> <p>(6) 三重県遺族会事業補助</p> <p>戦没者を追悼するため、戦没者遺族団体が行う慰霊巡拝、遺骨収集等の参加経費の一部を助成する。</p> <p>①慰霊巡拝・遺骨収集</p> <p>②全国戦没者追悼式への参加</p> <p>③沖縄「三重の塔」慰霊祭</p> <p>2 戦傷病者の援護</p> <p>旧軍人、軍属で公務上負傷し、又は疾病にかかり現に心身に障がい害が残っている者及び今なお療養の必要がある者に対して、戦傷病者特別援護法により援護事務を実施する。</p> <p>(1) 戦傷病者相談員</p> <p>県全般担当者1名、市、郡担当者19名、合計20名の相談員により戦傷病者の援護相談、更生相談及び関係機関との連絡を行う。</p>	

項 目	概 要									
	<p>(2) 療養の給付 旧軍人軍属等の公務上の傷病に関して、国家補償の精神に基づき、療養の給付を行う。</p>									
<p>(社会福祉室) 旧軍人、軍属の 恩給関係事務</p>	<p>1 恩給法関係事務 旧軍人等の各種恩給について、申請者からの相談、軍歴究明のための調査を行うとともに、申請者に対して請求指導を行い、国への進達事務を実施する。</p> <p>2 軍歴証明事務 恩給・年金請求等に必要な旧陸軍軍人等の軍歴証明書を交付する。</p>									
<p>(社会福祉室) 生活保護</p>	<p>1 生活保護制度 生活に困窮する人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。保護の実施機関は、要保護者の居住地（又は現在地）を所管する福祉事務所であり、保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の各扶助がある。</p> <p>2 生活保護の適正実施 生活保護行政の適正な運営のため、各福祉事務所に対する指導のほか、医療扶助、介護扶助機関に対する指定を行う。</p> <p>生活保護の現状（平成22年度平均）</p> <table border="1" data-bbox="478 1176 1276 1288"> <tr> <td>生活保護世帯数</td> <td>（県計） 12,164世帯</td> <td>（郡部計） 921世帯</td> </tr> <tr> <td>生活保護人数</td> <td>16,923人</td> <td>1,203人</td> </tr> <tr> <td>生活保護率</td> <td>9.1‰</td> <td>5.1‰</td> </tr> </table>	生活保護世帯数	（県計） 12,164世帯	（郡部計） 921世帯	生活保護人数	16,923人	1,203人	生活保護率	9.1‰	5.1‰
生活保護世帯数	（県計） 12,164世帯	（郡部計） 921世帯								
生活保護人数	16,923人	1,203人								
生活保護率	9.1‰	5.1‰								
<p>(社会福祉室) 生活保護施行事務 監査及び職員研修</p>	<p>1 生活保護法施行事務監査 県・市福祉事務所における生活保護の実施に伴う法の施行内容を個別的、具体的に検討し、生活保護行政の適正な運用を確保するため事務監査を行う。</p> <p>2 職員研修 福祉事務所職員に対し、その職務遂行上必要な知識技能及び実務を習得させ、資質の向上を図る。</p>									
<p>(社会福祉室) 後期高齢者医療</p>	<p>1 後期高齢者医療制度 高齢期における健康の保持、適正な医療の確保及び生活の安定を図るため、後期高齢者医療制度が設けられており、実施主体である広域連合に対し、国、県が医療費の一部を負担する。</p> <p>2 後期高齢者医療事務に係る技術的助言、勧告等の実施 後期高齢者医療制度の安定的運営を確保するため、広域連合・市町に対して後期</p>									

項 目	概 要
	<p>高齢者医療事務に係る技術的助言、勧告等を行う。</p> <p>3 保険医療機関等に対する指導監査 後期高齢者医療制度の適正、円滑な運営及び医療の質的向上を図るため、指導大綱等に基づき、保険医療機関等に対して東海北陸厚生局三重事務所と共同で指導監査を実施する。</p>
<p>(社会福祉室) 福祉医療費補助金</p>	<p>1 障がい者医療費補助金 障がい者が医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ることを目的として、市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。</p> <p>2 一人親家庭等医療費補助金 一人親家庭等が医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ることを目的として、市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。</p> <p>3 乳幼児医療費補助金 子育てに対する経済的負担を軽減し、子育て環境を整備するため、市町が乳幼児に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。</p>
<p>(社会福祉室) 国民健康保険</p>	<p>1 国民健康保険の制度 国民健康保険は、健康保険、船員保険、共済組合等の被用者医療保険に加入していない住民を対象とする地域医療保険と、同種の事業又は業務に従事する者を対象とする自営業者保険で、住民の疾病及び負傷に対する保険給付、疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的とする医療保険制度である。</p> <p>(1) 実施主体（保険者）</p> <p>①市町</p> <p>②国民健康保険組合（下記の4組合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県医師国民健康保険組合 ・三岐薬剤師国民健康保険組合 ・三重県歯科医師国民健康保険組合 ・三重県建設国民健康保険組合 <p>(2) 保険給付の内容 国民健康保険の被保険者は、疾病、負傷、出産及び死亡に対し、保険給付を受けることができる。</p> <p>・療養の給付等 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話とその看護、病院または診療所への入院及び療養に伴う世話とその看護等について給付が受けられる。 ただし、入院時における食事代は一定額の自己負担が必要になる。</p> <p>(3) 保険料（税） 国民健康保険事業は、保険者が世帯主又は組合員から徴収する保険料（税）及び国庫支出金で運営されており、保険者が徴収する保険料（税）の額は、保険者ごとにその実情に応じて条例の定めるところにより算定されている。</p>

項 目	概 要
	<p>2 国民健康保険財政への支援</p> <p>国民健康保険は、その性格上、特別会計を設けてその運営の健全化に努めている。事業運営が健全に行われるよう各団体に対し指導するとともに、保険者負担の軽減を図るため、保険基盤安定負担金、高額医療費共同事業負担金等により、市町等の国民健康保険事業の健全化を図っている。</p> <p>(1) 保険基盤安定負担金</p> <p>国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和を図ることにより、市町国民健康保険の基盤安定に資するため、低所得者に対する保険料軽減分等の一部を負担する。</p> <p>(2) 高額医療費共同事業負担金</p> <p>保険者から拠出金を徴収し、国民健康保険団体連合会が実施している高額医療費共同事業に要する経費の一部を負担する。</p> <p>(3) 財政調整交付金</p> <p>市町国民健康保険財政の不均衡を調整するために調整交付金を交付する。</p> <p>3 保健事業活動</p> <p>国民健康保険事業においては、保険給付を行うほか、被保険者の健康の増進、疾病の予防、早期発見、早期治療、重症化防止のため、特定健診事業等の保健事業活動を国の補助事業として実施する。</p> <p>(1) 国民健康保険病院、診療所の設置</p> <p>(2) 保健事業の実施</p> <p>被保険者の健康増進、疾病の予防等の保健事業の積極的な推進を図るため、国庫補助制度により、国民健康保険の健全な運営を図る。</p> <p>4 国民健康保険指導・監査事業</p> <p>保険者（市町）に対し、国民健康保険事業事務の指導・助言を行う。</p> <p>保険者（国民健康保険組合）、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等（病院、診療所、医師、薬剤師等）に対し、国民健康保険事業の指導・監査を行う。</p> <p>5 保険医療機関等に対する指導監査</p> <p>国民健康保険制度の適正、円滑な運営及び医療の質的向上を図るため、指導大綱等に基づき、保険医療機関等に対して東海北陸厚生局三重事務所と共同で指導監査を実施する。</p>
<p>(社会福祉室)</p> <p>医療制度改革</p>	<p>1 医療費適正化計画の推進</p> <p>国が中長期的な医療費適正化のために策定する基本方針に則して、生活習慣病有病者・予備群の減少、平均在院日数の短縮等を目標に定めた医療費適正化計画を推進する。</p> <p>2 特定検診等実施計画の推進支援</p> <p>保険者による特定検診等実施計画の推進を支援する。</p>

項 目	概 要
<p>(長寿社会室)</p> <p>介護保険制度の円滑な運営</p>	<p>介護保険の保険者である市町、広域連合に対して、支援を行うことにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費県負担金 <p>保険者が、要介護者に給付する介護給付、要支援者に給付する予防給付に要する費用の12.5%（施設給付については17.5%）を県が負担する。</p> 2 介護保険財政安定化基金積立金 <p>保険者の予想を上回る介護給付費等の伸びや1号保険料の未納などによって生じる財源不足について、資金の貸付や交付を行うため、県が基金を設置する。</p> 3 介護保険財政安定化基金貸付・交付金 <p>保険者の予想を上回る介護給付費等の伸びや1号保険料の未納などによって生じる財源不足を補うため、財政安定化基金から資金の貸付・交付を行う。</p> 4 ホームヘルプサービス等利用者負担軽減事業 <p>介護保険サービスの利用者のうち、低所得で生計困難な者にかかる利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。</p> 5 介護保険制度施行経費 <p>介護保険制度を円滑に実施するため、次の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険審査会の設置運営を行う。 (2) 認定に係る審査請求を審査するため、審査会に専門調査員を配置する。 (3) 介護保険の保険者に対して、巡回ヒアリングを行い、制度の適正な運営が図れるよう助言や支援を行う。 (4) 介護給付の適正化を図るため、「介護給付適正化計画」に基づき保険者の支援を行う。 (5) 第5期介護保険事業支援計画及び第6次高齢者福祉計画を策定する。 6 介護保険サービス事業者・施設指定事業 <p>介護保険制度の円滑な推進のため、指定居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・介護保険施設の指定、指導等を行う。</p> 7 介護サービス苦情処理事業 <p>三重県国民健康保険団体連合会が実施する介護サービスに対する苦情処理業務の運営経費について補助する。</p> 8 介護サービス情報の公表推進事業 <p>利用者が自ら介護サービスを選択できる仕組みづくりを進めるため、介護保険事業者等を対象にした「介護サービス情報の公表」の普及啓発、システム整備、地域密着型サービス事業所の外部評価を行う。</p> 9 認定調査員等研修事業 <p>要介護認定、要支援認定における公平・公正かつ適正な認定調査・審査等を実施するために、認定調査員、介護認定審査会委員、介護認定審査会事務局職員、介護保険主治医意見書を記載する医師に対して研修を行う。</p>

項 目	概 要
	<p>10 介護支援専門員資質向上事業 要介護高齢者に対する介護サービス計画を作成する介護支援専門員の資格の取得・管理に関する事務及び介護支援専門員の資質向上のための研修を行う。</p> <p>11 地域支援事業県交付金 要介護・要支援となることの予防や要介護となった場合にも、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する地域支援事業の介護予防事業に要する経費の12.5%、包括的支援事業・任意事業に要する経費の20.0%を交付する。</p> <p>12 介護施設等職員研修事業 (1) 介護施設等における医療的ケアの必要性の高まりを受け、その中心を担う看護職員の資質向上、看護職員間のネットワークづくりを図るため、介護施設等の看護職員を対象とした研修を実施する。 (2) 特別養護老人ホーム等において、たんの吸引等医療的ケアを行う介護職員を養成するための研修を実施する。</p>
<p>(長寿社会室) 介護サービスの 基盤整備の充実</p>	<p>介護サービスの基盤整備を推進し、介護保険の適切な運営を図る。</p> <p>1 介護サービス基盤整備補助事業 施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を支援する。 (1) 介護保険事業支援計画に沿って、在宅と施設のバランスを考慮しつつ、特別養護老人ホームの整備に対し、一定の経費を助成する。 (2) 地域のセーフティネットである養護老人ホームにおける安全性の確保と介護サービスの充実に向け、施設の改築に係る経費の一部を助成する。</p> <p>2 高齢者福祉施設整備費利子補給補助事業 独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて特別養護老人ホームや介護老人保健施設等を整備した社会福祉法人及び医療法人に対し、その償還利子の一部を補助することにより運営の安定化を図る。</p> <p>3 介護職員処遇改善交付金事業 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、交付金を支給することにより、介護職員の賃金改善を図る。</p>

項 目	概	要
(長寿社会室) 高齢者在宅生活支援	<p>在宅で高齢者が安心して生活できるための施策の充実を図る。</p> <p>1 地域包括ケア推進・支援事業 地域における支え合い体制など「地域包括ケア」の取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センター職員等のネットワーク形成力の向上や地域包括支援センターの広域的なネットワークづくりを進めるなど、地域包括支援センターの機能強化を支援する。</p> <p>2 認知症対策研修・支援事業 増加が予測される認知症への対応として、予防から医療・ケア・見守り相談といった総合的な対策を継続するとともに、引き続き若年性認知症対策への取組を行う。 (1) 認知症高齢者のケアにかかる介護サービス職員の資質向上を図るための研修を行う。 (2) 早期段階での認知症発見、専門的医療機関への受診誘導を進めるために、認知症サポート医の養成及びかかりつけ医への研修を行う。 (3) 県内にモデル地域を設定し、認知症予防の推進・認知症地域支援推進員の配置・関係者のネットワークづくり等を行う。 (4) 認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する。 (5) 認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人等に対して支援する。 (6) 専門職・行政機関・ボランティア団体等による研修等を通じ、地域における認知症に関する課題に対する具体的方策を講じる。 (7) 認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。 (8) 若年性認知症の人等に対する相談窓口の設置や、若年性認知症の人の自立支援に資する生活指導等を行うモデル事業所に対する支援を行う。</p> <p>3 軽費老人ホーム運営費補助事業 在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できるように、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の施設運営に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>4 福祉有償運送普及促進支援事業 福祉有償運送を行うNPO等非営利法人が、利用者の安全と利便を確保するために要した研修費、車両購入費等の経費について、市町が助成した場合に、その一部を助成する。</p> <p>5 みえ地域ケア体制整備推進事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制の推進を図る。 (1) 県内地域における地域ケアの取組を促進するため、県内外の先進的な取組事例を紹介し、取組の特徴や工夫点を探るなどし、地域の具体的な行動に結びつける。 (2) 介護についての理解と認識を深めることを目的に、介護の意義や重要性について周知する啓発活動を行う。 (3) 高齢者自身が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町や地域包括支援センターが行う介護予防の取組の効果的な展開を支援する。</p>	

項 目	概 要
<p>(長寿社会室) 高齢者の社会参加</p>	<p>明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者が地域のなかで、これまで培った豊かな経験と知識、技能を発揮し、生きがいを持って社会活動を行える環境づくりを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の社会参加や地域貢献事業の促進 全国健康福祉祭（ねんりんピック）など的高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動や地域で主体的な社会活動を進める組織を支援する。 2 老人クラブ活動への支援 単位老人クラブ、市町老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会に対して、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動を支援する。

項 目	概 要
(障害福祉室) 精神保健福祉対策	<p>精神障がい者等の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のための援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健措置事業 <p>県民からの精神障がい者の診察及び保護の申請、精神科病院の管理者からの届出、警察官、検察官、保護観察所長、矯正施設長からの通報により、調査のうえ、精神保健指定医の診察により自傷他害のおそれのある者を措置入院させるとともに、医療費を公費負担する。</p> 2 精神医療審査会運営事業 <p>精神医療審査会において、各医療機関に措置入院、医療保護入院する者及び入院中の者の入院の適否、入院継続の可否を審査する。また、入院患者等からの退院及び処遇改善に関する請求を審査する。</p> 3 自立支援医療（精神通院医療）負担金事業 <p>障害者自立支援法に基づく患者等の申請を審査し、適正な者に対する医療費のうち、社会保険各法等による医療給付及び自己負担分10%を控除した額を公費負担する。</p> 4 通院患者リハビリテーション事業 <p>精神障がい者を一定期間、事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等のかん養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障がい者の社会復帰を図る。</p> 5 精神障害者保健福祉手帳交付事業 <p>精神障がい者福祉の充実を図るため、精神障がい者に手帳を発行し、各種の援助制度が受けられる枠組みをつくり、関係各方面の協力により、各種の支援策を促進し、もって精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。</p> 6 精神障がい者保健福祉相談指導事業 <p>在宅の精神障がい者及びその家族等に対し、精神保健に関する相談指導及び社会復帰や自立と社会参加の促進を図るための相談指導を行う。</p> 7 精神科救急医療システム運用事業 <p>24時間精神科救急医療相談及び休日又は夜間等における緊急な医療を必要とする精神障がい者等のため精神科救急医療体制を確保する。</p> 8 精神障がい者地域移行支援事業 <p>精神科病院に入院している精神障がい者のうち、地域での条件が整えば退院が可能な者に対し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りながら、円滑に地域移行できるよう支援を行う。</p> 9 精神障害者アウトリーチ推進事業 <p>未受診、治療中断の精神障がい者が地域で生活が続けられるよう、医療や福祉の専門職がチームで24時間体制の訪問支援を行う精神障害者アウトリーチ推進事業を行う。（平成23年度からの3カ年モデル事業）</p>

項 目	概 要
<p>(障害福祉室)</p> <p>在宅障がい児(者)福祉対策</p>	<p>障がい児(者)が地域社会で自立した社会生活を送るために必要な支援を行い、生きがいのある生活を確保するため施策の充実を図る。</p> <p>1 障がい者相談支援体制整備等事業</p> <p>(1) 障がい者就業・生活支援センター運営事業 就労中又は就労を希望している障がい者について相談に応じ、ハローワーク等関係機関との連携の下、就労機会の提供や就労継続支援等必要な支援を行う。</p> <p>(2) 障がい児等療育相談支援事業 児童の療育に重点を置き、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図る。</p> <p>(3) 自閉症・発達障害支援センター事業 自閉症やアスペルガー症候群等発達障害に関する相談や地域支援を行うセンターを設置運営する。</p> <p>(4) 高次脳機能障がい者生活支援事業 脳外傷等により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰を図るため、実態調査、啓発、リハビリテーション等を実施する。</p> <p>(5) 重症心身障がい児(者)相談支援事業 在宅の重症心身障がい児(者)及びその家族を支援するため、相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児(者)の地域生活の支援を行う</p> <p>(6) ピアカウンセラー・ピアサポーター養成事業 障がいのある人自身が、他の障がい者の支援にあたるピアカウンセラーや、ピアサポーターの養成に取り組む。</p> <p>(7) 地域生活移行推進事業 障がい者の地域移行に向けた県内の具体的課題を検討・評価するとともに、障がい者虐待の防止や権利擁護についての普及・啓発等を行う。また、市町・相談支援事業者を対象とする成年後見制度の実務研修を行う。</p> <p>2 日常生活・介護支援サービスの充実</p> <p>(1) 障がい者ホームヘルプサービス事業 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援を利用する障がい児(者)にサービスの報酬を支払った市町に対し助成する。</p> <p>(2) 障がい者短期入所事業 短期入所を利用する障がい児(者)にサービスの報酬を支払った市町に対し助成する。</p> <p>(3) 自立支援医療(更生医療)の給付 身体障がい者の日常生活能力、職業能力を回復させることを目的として、身体上の障がいを軽減、除去するための医療を給付する事業を実施する市町に助成する。</p> <p>3 就労の支援</p> <p>(1) 訓練等給付 就労移行支援、就労継続支援等障がい者の就労を支援するサービスの報酬を支払った市町に対し助成する。</p> <p>(2) 障がい者就労支援事業 就労サポート事業、工賃倍増計画推進事業、県庁舎における職場実習、社会的事業所の調査研究を実施する。</p>

項 目	概 要
	<p>4 日中活動を支援するサービスの充実</p> <p>(1) 日中活動の支援 障がい児デイサービス、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動を支援するサービスの報酬を支払った市町に対し助成する。</p> <p>(2) 障がい者小規模作業所事業 国の基準に達しない小規模作業所を整備、運営する市町等に助成し、障がい者の自立の促進を図る。</p> <p>5 居住環境の整備 グループホーム等事業 地域で生活することを望む障がい者に生活の場を提供し、日常生活を援助するためのグループホーム・ケアホームの報酬を支払った市町に対する助成を行う。 グループホーム等の整備、改修や借上げのための初度経費の助成を行う。 低所得者の経済的負担軽減のためグループホーム等補足給付事業を実施する。 重度障がい者の地域移行を推進するため、重度身体障がい者等自立体験事業、重介護型ケアホーム運営支援モデル事業を行う。</p> <p>6 福祉用具提供の充実</p> <p>(1) 補装具交付修理事業 身体障がい児（者）の日常生活を円滑にするため、車いす等の補装具を交付又は修理を行う市町に助成する。</p> <p>(2) 障がい者日常生活用具給付事業 重度障がい児（者）の日常生活を円滑にするため、浴そう、湯沸器、便器等の用具を給付する市町に助成する。</p> <p>7 保険と年金の充実</p> <p>(1) 特別障害者手当給付事業 著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者に対して、20歳以上の者には特別障害者手当を、20歳未満の者には障害児福祉手当を支給する。</p> <p>(2) 心身障害者扶養共済事業 心身障害者扶養共済制度に加入の障がい児（者）の保護者が、死亡又は重度障がいになったとき、残された障がい児（者）に年金を支給する。 また、障がい児（者）自身が死亡したときは、弔慰金を支給する。</p> <p>8 保護を必要とする子どもへの支援 重度障がい児地域生活支援事業 在宅の重症心身障がい児を対象に、通園の方法により必要な療育を行う。</p> <p>9 知的障がい者・精神障がい者職場実習モデル事業 三重県庁舎内において知的障がい者・精神障がい者の職場実習を行うことにより、行政機関における知的障がい者・精神障がい者雇用の可能性について検討するとともに、県職員の障がい者に対する理解の促進を図る。</p>

項 目	概 要
(障害福祉室) 障がい児(者) 施設福祉対策	<p>障がい児(者)の自立と社会参加を促進し、生きがいのある生活を確保するため、在宅福祉施策と有機的に連携しつつ、施設福祉施策を推進する。</p> <p>1 施設福祉の充実 障がい者施設整備事業 社会福祉法人が設置する障がい者施設等の施設整備及び設備整備事業に助成する。</p> <p>2 生活拠点の整備 (1) 施設入所支援 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、日中活動と併せて夜間等における入浴、排泄、食事の介護等を提供するサービスの報酬を支払った市町に対し助成する。</p> <p>(2) 旧法支援施設 障害者自立支援法施行前からあった経過措置の身体障がい者、知的障がい者福祉施設に対し報酬を支払う市町に対し助成する。 また、従来補助金によって運営されていた精神障がい者関係施設等に経過措置を行う。</p> <p>3 障がい児(者)福祉施設の運営 (1) 身体障害者総合福祉センター運営事業 障害者支援施設並びに身体障害者福祉センター(A型)の2部門の機能を総合的に運用し、身体障がい者に高度で専門的なサービスを提供する。 所在地 津市一身田大古曾670-2 指定管理者 社会福祉法人三重県厚生事業団(障害者相談支援センターを除く。)</p> <p>(2) 知的障がい者施設支援事業 県の施策であるセーフティネット機能事業を委託する。 所在地 津市稲葉町3989 委託先 社会福祉法人三重県厚生事業団</p>

項 目	概 要
(障害福祉室) 障 がい 者 の 社 会 参 加	<p>様々な障がい者のニーズに対応し、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように支援し、文化、スポーツなど多様な社会参加を通じて、自己表現、自己実現へとつながる総合的な社会参加促進を進める。</p> <p>1 障がい者の社会参加への環境づくり</p> <p>(1) 三重県障がい者社会参加推進センターの設置 障がい者の社会参加の促進を総合的、効果的に進めるため、三重県障がい者社会参加推進センターを置き、(社団)三重県身体障害者福祉連合会に運営を委託する。</p> <p>(2) 障がい者が地域社会の中で自立し、社会参加ができるよう次の事業を展開する。</p> <p>①相談支援 相談員の活動費の支給や研修の実施 ②情報支援 盲ろう者通訳介助員派遣、字幕入り映像ライブラリー提供等 ③生活訓練 それぞれの障がいに応じた生活訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能障がい者発声訓練・指導者養成等 ④スポーツ振興等地域交流支援 スポーツ教室、レクリエーション教室の開催 ⑤啓発広報 障がい者福祉フォーラム三重の開催 ⑥身体障がい者支援 手話通訳者等の養成、指定居宅介護事業者情報提供、身体障害者補助犬育成等 ⑦精神障がい者支援 ボランティア団体活動支援等</p> <p>2 視覚障がい者の社会活動の促進 視覚障がい者の社会参加を促進するため、三重県視覚障害者支援センターを設置して(社福)三重県視覚障害者協会を指定管理者とし、三重県点字図書館の運営、点訳・朗読奉仕事業等の指導育成、図書奨励及び相談事業を実施する。 また、(社福)伊賀市社会事業協会が設置する上野点字図書館の運営費を助成する。</p>
障 害 者 相 談 支 援 セ ン タ ー	<p>障がい者への相談支援を一元的に行うため、平成21年4月に身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合した。</p> <p>身体障がい者及び知的障がい者に関する相談・判定・指導などの地域生活支援や入所調整をはじめ、新たな機能として県内相談支援体制の広域調整や人材育成、地域移行、就労支援についても取り組んでいく。</p> <p>所在地 津市一身田大古曾670-2 (身体障害者総合福祉センター内)</p>

こども局

事 務 事 業 概 要

(こども局)

項 目	概 要
<p>(こども未来室) 子どもの育ちを支える地域社会づくり</p>	<p>1 みえのこども応援プロジェクト事業 平成23年4月に施行された「三重県子ども条例」に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに、多様な主体がともに連携、協働して取り組む「みえのこども応援プロジェクト」を推進する。</p> <p>(1) 子どもの活動への支援 子どもの意見表明の機会提供や子どもによる主体的な活動への支援を行う。</p> <p>(2) 県民活動への支援 子どもの育ちを見守り支える人材の育成、県民が行う具体的な活動への支援などに取り組む。</p> <p>(3) 子どもと大人の絆づくり 子どもが大人を信頼し、大人が子どもとその育ちについて理解を深めることができるよう子どもと大人が交流する機会づくりに取り組む。</p> <p>(4) ささえあいのしくみづくり 次世代育成の取組を行う地域の団体、NPO、企業等で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を積極的に支援する。 また、さまざまな主体との協働によるイベントを実施し、子どもや子育て家庭をみんなで応援する「ささえあいの地域社会づくり」に取り組む。</p> <p>(5) 親の育ちの支援 子育てに関する親の不安や悩みの軽減、解消に向けさまざまなプログラムを活用して支援する。 また、子どもの育ちに必要な基本的な生活習慣の確保に向け、子どもの生活リズム向上に取り組む。</p> <p>2 子どもの育ちにかかる理解促進・情報共有 「三重県子ども条例」の理念等について広く理解を促進するとともに、さまざまな手法を活用して情報の収集、発信を図る。</p> <p>(1) 子ども条例の広報啓発 「三重県子ども条例」制定の趣旨、基本理念等について、広く県民に向けた広報を行う。</p> <p>(2) 子どもの育ち・子育てに関する情報の共有 こども局のホームページ、子どもの育ちや子育てにかかる情報を掲載する情報誌等を通して、県の施策や地域の情報を発信し、広く共有を図る。</p>

項 目	概 要
<p>(こども未来室)</p> <p>放 課 後 児 童 対 策 の 充 実</p>	<p>1 放課後児童対策事業</p> <p>(1) 放課後児童対策事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない、概ね 10 歳未満の小学校就学児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活ができる場を提供する放課後児童クラブの拡充に向け、運営補助（国庫補助）を行うとともに、放課後児童指導員等の資質向上のための研修会を開催する。</p> <p>また、地域の状況にあった放課後対策が実施できるよう、地域ニーズの的確な把握に努める。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ活動事業</p> <p>児童数が放課後児童対策事業の基準に満たない小規模な放課後児童クラブを設置・運営している市町に対し補助（県単補助）を行う。</p> <p>2 放課後子ども教室推進事業</p> <p>子どもたちが地域の中で健やかに育まれる安全・安心な環境づくりを推進するため、放課後や週末等に学校内外の施設を活用し、勉強やスポーツ・文化活動など、子どもたちと地域住民とが交流する取組を実施する市町に対し、補助等を行う。</p>
<p>(こども未来室)</p> <p>地 域 に お け る 子 育 て 支 援</p>	<p>1 子育て家庭応援事業</p> <p>子育てを社会全体で応援し、子育て家庭の負担感を軽減するため、地域の商店や地元の企業等が、子育て家庭に対して、割引や特典などのサービスを提供するキャンペーンを行う。</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター設置促進事業</p> <p>働く親の育児の不安や負担感を軽減し、安心して仕事と家庭が両立できる環境を実現するため、地域において子育て等の相互援助を行うファミリー・サポート・センターの市町による設置を促進し、併せて機能の充実・強化を支援する。</p> <p>3 企業の次世代育成支援促進事業</p> <p>県内中小企業を対象に、次世代育成支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するためアドバイザーの企業訪問を実施するほか、県民を対象にセミナーを開催し、次世代育成支援、仕事と生活の調和について、事業主、県民双方に幅広い理解を促進する。</p>

項 目	概 要
<p>(こども未来室) 児 童 健 全 育 成 の 推 進</p>	<p>1 みえこどもの城（県立児童厚生施設）の運営 県内児童館の中核的機能を持つみえこどもの城において、児童健全育成の事業を行うとともに、県内児童館の支援や地域とのネットワークづくりを行う。 所在地 松阪市立野町 1291 指定管理者 (財)三重こどもわかもの育成財団</p> <p>2 民営児童館の活動補助 民営の児童館（小型児童館及び児童センター）の活動事業に対して補助を行う。</p>
<p>(こども未来室) 地域における子ども・若者の健やかな成長の支援</p>	<p>子ども・若者総合調整事業 子ども・若者対策関係機関等との連携を図り、総合的に施策を実施する。 また、子ども・若者の健やかな成長を支援するため、知事部局、教育委員会、警察本部で構成する「三重県子ども・青少年施策総合推進本部」により、子ども・若者の成長支援に関する総合的な施策の立案及び実施に必要な審議と関係機関との連携調整を行う。</p> <p>1 青少年指導専門員の配置 2 子ども・若者育成支援強調月間における啓発活動等の実施 3 青少年非行防止活動強化期間の推進</p>
<p>(こども未来室) 子 ども 若 者 保 護 対 策 の 推 進</p>	<p>1 青少年健全育成条例運用事業 青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な興行、図書類、がん具類等の指定及び立入調査員制度などを効果的に運用し、有害環境をなくしていく活動を実施する。</p> <p>2 子どものネット被害防止地域連携事業 市町のPTA、青少年育成団体、e-ネットキャラバン運営協議会等との協働により、インターネットリテラシーや情報モラル等について学ぶ講習会を市町単位で開催するとともに、地域でボランティアとしてネット被害防止啓発活動等に取り組む人材の育成に取り組み、子どものインターネット利用に伴う被害及び加害行為の未然防止を図る。</p>

項 目	概 要
(こども家庭室) 児 童 福 祉 対 策	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設職員の資質向上対策 民間保育所職員研修費補助 私立保育連盟が実施する研修に助成し、民間保育所職員の資質の向上を図る。 2 公的給付等の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども手当の支給 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度に引き続き、平成23年9月まで子ども手当を支給する市町に助成する。 (2) 特別児童扶養手当 20歳未満の精神又は身体に障がいをもつ者の生活の向上に寄与するため、その児童を監護又は養育する者に特別児童扶養手当を支給する。
(こども家庭室) 母 子 及 び 寡 婦 福 祉 対 策	<p>母子家庭及び寡婦の自立の促進及び生活の安定を図るため、相談、指導体制の充実や資金の貸付等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び寡婦福祉事業 母子家庭及び寡婦の相談、指導並びに児童及び母親の経済的自立の助成を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子自立支援員の配置 母子家庭及び寡婦の身上相談及び自立指導を行うため、福祉事務所に母子自立支援員を設置する。 (2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付 母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行う。 (3) 三重県母子福祉センターの運営 母子福祉センターを運営し、母子家庭の母及び寡婦に対し就労支援事業等を実施する。 所在地 津市桜橋2丁目131(社会福社会館内) 指定管理者 (財) 三重県母子寡婦福祉連合会 <ol style="list-style-type: none"> ①特別相談事業 弁護士に委託して、ひとり親家庭及び寡婦の法律上の相談等に応じる。 ②就労支援 パソコンの講習等を開催する。 ③就業相談員 母子家庭の母・寡婦の就業促進活動を総合的に支援する。 (4) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業 母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯、もしくはひとり親家庭等となって間がなく生活が安定するまでの世帯に対して家庭生活支援員を派遣する。 (5) 母子家庭自立支援給付金事業 <ol style="list-style-type: none"> ①自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が指定教育訓練を受講した場合、支払う入学金及び受講料の合計額の一部を支給する。

項 目	概 要
	<p>②高等技能訓練促進費 母子家庭の母が看護師等就職に有利な資格取得のため養成校に修学する場合、平成23年度までの入学生に対してその養成訓練の受講期間の全期間について、訓練促進費を支給する。</p> <p>2 児童扶養手当の支給 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子または父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長に寄与するため、児童扶養手当を支給する。</p>
<p>(こども家庭室) 保 育 対 策</p>	<p>保育に欠ける乳児又は幼児の保育を行い、児童の心身の健全な発達を図るため、保育所を運営する市町等を支援する。</p> <p>1 保育所の運営費負担 市町が私立保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施をした場合、これに要する費用の一部を負担する。</p> <p>2 特別保育の実施</p> <p>(1) 特定保育事業 就学前児童を対象に、必要な日時において保育を行う保育所に対して、その経費を助成する。</p> <p>(2) 休日保育事業 日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う保育所に対して、その経費を助成する。</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病気の児童に対し、一時的に保育等を実施する病院・保育所等に対して、その経費を助成する。</p> <p>(4) 保育所地域活動事業 認可外保育施設を利用する親子等に保育所を開放するなど子育て家庭の支援を行う保育所の経費、また認可外保育施設が保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施した経費を助成する。</p> <p>(5) 障がい児保育対策事業 障がい児保育を促進するため、市町が行う研修等に必要な経費、また障がい児を受け入れるために改修等に必要な経費を助成する。</p> <p>(6) 延長保育促進事業 開所時間を越えた保育を取り組む保育所に対して、その経費を助成する。</p> <p>(7) 次世代育成支援特別保育推進事業 低年齢児保育の充実を図る。</p> <p>(8) 次世代育成計画推進事業 休日保育及び病児・病後児保育の充実を図る。</p>

項 目	概 概	要 要
	<p>3 0歳児からの保育母子保健連携・虐待予防事業 子育て支援拠点である保育所と子育てに関わる関係機関が連携して出産前から就学までの途切れない子育て支援をすることで、育児不安の解消を図り、もって児童虐待予防の仕組みを作る市町に対し助成する。</p> <p>4 人権保育専門研修事業 保育士が、人権問題について正しい理解と専門的な知識を取得する研修講座を実施し、保育所における人権保育の推進を図る。</p> <p>5 保育従事者の養成 保育士の養成確保を図るため、社団法人全国保育士養成協議会に委託し、保育士試験を実施する。</p> <p>6 児童福祉施設職員処遇対策の実施 保育士等が出産等により休暇する間、その職務を代行させるための産休等代替職員を臨時的に雇用するための経費を補助し、母体の保護を図るとともに、児童の保育の正常な実施を確保する。</p> <p>7 認可外保育施設対策 (1) 認可外の保育施設の調査、指導を行うことを通して、施設の健全な運営を図る。 (2) 保育所による保育の実施が困難であるため、入所待機となる児童の保育を実施する一般認可外保育施設に助成する。</p> <p>8 安心こども基金保育基盤整備事業 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、待機児童の解消等を目的とした保育所の計画的な整備など、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。</p>	
<p>(こども家庭室) 母子保健対策</p>	<p>1 母子保健対策事業 (1) 先天性代謝異常等検査事業 フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の早期発見を図るため、新生児に対して、血液によるマス・スクリーニング検査を行い、障害の予防に努める。</p> <p>(2) 健やか親子支援事業 「健やか親子いきいきプランみえ」の課題である ①妊娠出産の安全性と快適さの確保や不妊への支援等 ②子どものこころとからだの健やかな発達の支援 ③安心できる小児保健医療体制の整備 ④思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 について取り組む。</p> <p>(3) 妊娠出産前後の親子支援事業 安全で安心して妊娠出産ができるように、医療機関等と連携して周産期ハイリスク妊婦や乳児の支援対策づくりに取り組む。</p>	

項 目	概 要
	<p>(4) 母子保健医療推進事業 県における母子保健に関する情報を収集・解析・還元することにより、有効かつ的確な地域母子保健医療対策の確立及び推進を図る。</p> <p>(5) 不妊相談・治療支援事業 不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の一部を助成する。</p> <p>(6) 妊婦健康診査支援事業 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付する。</p> <p>2 母子医療対策事業</p> <p>(1) 未熟児養育医療給付事業 母子保健法第20条により、身体の発育が未熟のまま出生した入院養育を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。</p> <p>(2) 育成医療給付事業 障害者自立支援法第5条第18項により、身体に障がいのある児童、または将来障がいを残すと認められる児童のうち確実な治療効果の期待される児童に対して、日常生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>(3) 結核児童療育医療給付事業 児童福祉法第20条第1項により、長期の入院医療を要する結核にかかっている児童に対して、医療給付にあわせて学習の援助を行う。</p> <p>(4) 妊娠中毒症等療養援護費支給事業 妊娠中毒症等に罹患している妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を支給する。</p>
(こども家庭室) 要 保 護 児 童 対 策	<p>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当な児童等要保護児童の健全育成を図るため、児童福祉施設への措置又は里親への委託等をした場合、これに要する費用を負担する。</p>
(こども家庭室) 児 童 虐 待 防 止 対 策	<p>児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び児童の保護やフォローアップまで含めた総合的な施策を実施する。</p> <p>1 児童相談所等組織力強化事業 児童相談所の組織力強化を図るため、職務内容や経験に応じた研修体系を確立して各種の研修を実施し、専門性や危機管理能力等の向上を図る。</p> <p>2 市町相談体制強化促進事業 地域における相談体制の一層の強化を図るため、市町の支援方策検討のための調査・研究を行い、市町における対応力の強化を支援する。</p> <p>3 家族再生・児童自立支援事業 児童虐待等により保護を必要とする児童をより適切に処遇するため、家族再生プログラムの実施、学童期からの学習支援、里親委託の推進等を行うことにより、児童の自立、家庭復帰等を支援する。また、児童福祉施設等の整備を促進する。</p>

項 目	概 要																					
(こども家庭室) 女性保護対策	1 女性相談事業 DV（ドメスティック・バイオレンス）等の悩みや不安を抱える女性に対する相談、被害者の同伴する児童への支援や要保護女性等の保護・自立等への支援を行う。 2 DV対策基本計画推進事業 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を着実に推進していくため、DV予防、早期発見、相談、保護及び自立支援の各段階毎に必要な事業を総合的に実施する。 また、相談事業に的確に対応するため、女性相談員や心理療法担当職員を配置する。																					
児童相談センター 及び児童相談所	1 児童相談センター 児童虐待件数が急増し深刻化するなか、県内5児童相談所の一体的運用を可能とするため、平成17年4月に「児童相談センター」を設置し、専門職員の有効活用やバックアップ、入所調整、市町支援等、児童相談体制の強化を行う。 [総務・企画調整室] 児童相談体制強化に関する企画や人材育成、市町支援 [家庭児童支援室] 児童福祉施設・里親への支援 児童虐待対応、市町要保護児童対策地域協議会への支援 [一時保護室] 県内2箇所の一時保護所の一体的運用と入所調整 2 児童相談所 児童福祉法に基づき、児童相談センターのもと5つの児童相談所を設置し、児童に関する各般の相談に対して、調査・判定を行うとともに、必要な指導・措置を行う。 <table border="1" data-bbox="414 1310 1412 1825"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>管内区域</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県児童相談センター</td> <td>—</td> <td>津市一身田大古曾694-1</td> </tr> <tr> <td>北勢児童相談所 (一時保護所を付設)</td> <td>桑名市、四日市市、 鈴鹿市、亀山市、 いなべ市、桑名郡、 員弁郡、三重郡</td> <td>四日市市大字泊村977-1</td> </tr> <tr> <td>中勢児童相談所 (一時保護所を付設)</td> <td>津市、松阪市、 多気郡</td> <td>津市一身田大古曾694-1</td> </tr> <tr> <td>南勢志摩児童相談所</td> <td>伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡</td> <td>伊勢市勢田町622</td> </tr> <tr> <td>伊賀児童相談所</td> <td>伊賀市、名張市</td> <td>伊賀市四十九町2802</td> </tr> <tr> <td>紀州児童相談所</td> <td>尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡</td> <td>尾鷲市坂場西町1-1</td> </tr> </tbody> </table> 注 一時保護所とは、児童福祉法第33条に基づき、指導や措置を行うまでの緊急かつ監護の必要な児童を一時的に保護し、安全の確保を行う施設。	名 称	管内区域	所在地	三重県児童相談センター	—	津市一身田大古曾694-1	北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市、四日市市、 鈴鹿市、亀山市、 いなべ市、桑名郡、 員弁郡、三重郡	四日市市大字泊村977-1	中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市、松阪市、 多気郡	津市一身田大古曾694-1	南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡	伊勢市勢田町622	伊賀児童相談所	伊賀市、名張市	伊賀市四十九町2802	紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1-1
名 称	管内区域	所在地																				
三重県児童相談センター	—	津市一身田大古曾694-1																				
北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市、四日市市、 鈴鹿市、亀山市、 いなべ市、桑名郡、 員弁郡、三重郡	四日市市大字泊村977-1																				
中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市、松阪市、 多気郡	津市一身田大古曾694-1																				
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡	伊勢市勢田町622																				
伊賀児童相談所	伊賀市、名張市	伊賀市四十九町2802																				
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1-1																				

項 目	概 要
女性相談所	<p>売春防止法に基づき設置され、夫や恋人など親しい男性からの暴力、夫婦、家庭、生活問題などの女性に関わるあらゆる相談に応じているほか、女性に対する自立支援や、一時保護及び女性保護施設への入所保護を行っている。</p> <p>また、平成14年4月から全面施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も担っている。</p> <p>所在地 津市一身田大古曾 657</p>
国児学園	<p>児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設であり、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入園させ、その自立を支援する。</p> <p>所在地 津市栗真町屋町524</p> <p>定員 60名</p>
小児心療センター あすなる学園	<p>自閉症児等を中心とした発達障がい児、情緒障がい児及び精神障がい児の心身の健全な発達を図る。</p> <p>所在地 津市城山1丁目12-3</p> <p>許可病床数 80床（措置児童分56床を含む）</p> <p>診療科目 精神科、神経科、小児科、歯科（入院児のみ）</p>
草の実リハビリ テーションセンター	<p>1 上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を付与する。</p> <p>所在地 津市城山1丁目29-25</p> <p>定員 60名</p> <p>診療科目 整形外科、リハビリテーション科</p> <p>2 重症心身障がい児（者）通園事業</p> <p>在宅の重症心身障がい児（者）を対象に、通園の方法によって日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。</p>